

企業と農山漁村の交流に関する韓国の実態調査 報告書

平成 28 年 3 月

株式会社 JTBCコーポレートセールス

目 次

◆調査の概要

1. 調査結果

(1) 韓国における企業と農漁村の交流に関する動向

①韓国の農業・農村を取り巻く社会環境（企業との交流の背景として）	5
②企業と農漁村の交流活動の概要	
1) 一社一村運動	8
2) 農村社会貢献認証制度	11
3) その他の動向	15

(2) ヒアリング調査に見る一社一村運動の成果と課題

①ヒアリング調査の結果概要	
1) (社) 農村愛汎国民運動本部	16
2) 文化日報社	18
3) 韓国農村経済研究院	20
4) 韓国農林畜産食品部	22
5) 揚平カルメ村	24
6) 新東亜建設株式会社	26
②一社一村運動の成果と課題	
1) 農業・農村への社会的関心の高まり	28
2) 農業・農村の活性化効果	28
3) 一社一村運動の現況と課題	29

(3) ヒアリング調査のまとめ	30
-----------------	----

◆参考資料

1. 「都市と農漁村間の交流に関する法律」(2007年制定)	33
2. 「企業と農業・農村の協力事業の現況」(農林畜産食品部作成資料)	44
3. 「韓国農村社会貢献認定制度運営規定」	50
4. 「韓国一社一村運動に関する研究」(韓国農村経済研究院)の前文及び概要	56
附: 今回の調査について報じる文化日報紙の記事	59

◆調査の概要

1.調査の目的

韓国においては、「農村社会貢献認証制度」をはじめ「農村愛一社一村運動」等、企業と農漁村の交流・連携を促し農漁村の支援・活性化を図る様々な取組が、政府や農業団体等によって進められている。

韓国における、このような企業と農漁村の交流を通じた支援・活性化の取組について、各種法制度や政策、社会運動等の調査を行い、その背景や実態、社会的評価(成果や課題)等を明らかにし、日本における政策立案上の参考資料等とする。

2. 調査業務の内容

①基礎調査

韓国における企業と農漁村の交流を推進するに至った背景となる農漁村の動向、主な制度等の概要等について、文献・資料・国内研究者等からのヒアリング等により情報を得る。

②現地調査

基礎調査を踏まえて、韓国内の関係組織・団体等へのヒアリング調査を実施する。本業務においては以下の日程と対象による調査を行った。

◆2月24日(水)

①(社)農村愛汎国民運動本部 (13:00~16:00)

②文化日報社 (16:00~17:30)

◆2月25日(木)

①韓国農村経済研究院 (9:00~11:00)

②韓国農林畜産食品部 (15:00~17:00)

◆2月26日(金)

①揚平カルメ村 (10:00~12:00)

②新東亜建設株式会社 (14:00~16:00)

③調査結果のとりまとめ

基礎調査とヒアリング調査を踏まえて、以下の点から総合的な整理・とりまとめを行う。

1. 調査結果

◆本報告書における組織等について

農林畜産食品部	韓国政府の行政機関。日本の農林水産省に相当する
農協中央会	農業協同組合中央会のこと。韓国も系統組織は2段で 全国段階は中央会が担当している
全経連	正式名称は「全国経営人連合会」。主に大企業を中心とする 民間経済団体。日本の経団連に相当

◆本報告書における表記について

以下の表記については、原則として韓国で使用されているの表記を使用した。

農山漁村 → 「農漁村」 農都交流 → 「都農交流」

姉妹提携 → 「姉妹結縁」

(1) 韓国における企業と農漁村の交流に関する動向

① 韓国の農業・農村を取り巻く社会環境(企業との交流の背景として)

1) 農業・農村を取り巻く社会環境動向

韓国は1960年代半ばから90年代の半ばまで、「漢江(ハンガン)の奇跡」とも呼ばれる高度経済成長を実現した。経済成長の中心となったのは、製造業や輸出産業の振興による工業化政策であり、その推進によってインフラが整備され、都市部への人口移動・人口集中が進行した。

こうした社会環境・経済動向の変化は、韓国の農業にも大きな影響を与えた。若い世代(農業の担い手世代)が農漁村を離れ都市部で就職をすることで、農業人口は減少し、高齢化が進行することになる。日本と同様に、工業化による経済成長に反比例して、韓国農業は緩やかな衰退局面を迎えることになった。

◆ 疲弊する農村・農家世帯

韓国の農業は1990年代以降現在もなお厳しい環境にある。農家世帯、人口ともに減少が続き、担い手の高齢化も進行している。2000年には65%を占めていた専業農家が、2014年には53%まで低下するなど兼業化が進んでいる。この背景には韓国経済の急成長による都市部への人口移動、また製造業やサービス業への産業構造の変化がある。

こうした動向の中で農業・農家の生産性が低下し、農家所得も金額は緩やかに増えているものの、その多くは農業外収入(兼業部分の給料等)が増えていることによるもので、同時期の都市部労働者との格差は広がっている。

【韓国の農家人口の推移】(単位:千人)

	2000年	2007年	2010年	2014年
韓国総人口(千人)	47,000	48,456	47,990	50,424
農家人口(千人)	4,031	3,274	3,063	2,752
農家人口の割合	8.6%	6.8%	6.4%	5.5%
農家数(千戸)	1,383	1,231	1,177	1,121
専業農家割合(%)	65.2%	61.3%	53.3%	53.4%
第1種兼業農家(%)	16.2%	11.7%	16.4%	14.6%
第2種兼業農家(%)	18.6%	27.0%	30.3%	31.9%

出典: 韓国統計庁(2015)・www.kosis.kr

【食料自給率の推移】(単位:%、飼料用を除く)

	2000年	2006年	2011年	2012年	2103年	2014年
食料自給率	50.6	45.6	45.2	45.7	47.5	49.8

* 食料自給率は、飼料用を除く国内農産物対国内生産量の比率(農林畜産食品部)

出典: 農林畜産食品部(2015, 03, 30、報道資料)

【農家所得の推移】(単位：千ウォン・%)

	2000	2007	2010	2012	2014
農家所得	23,072	31,967	32,121	31,031	34,950
農業依存率(%)	47.2%	32.6%	31.4%	29.4%	29.5%
農業所得	10,897	10,406	10,098	9,127	10,303
農業外所得	7,432	11,097	22,023	21,904	24,647

出典：韓国統計庁(2015)

※農業は農家の主な所得源ではない。2014年の農業所得は10,303千ウォンであり、農家の全体所得(34,950千ウォン)の29.5%に過ぎない。反面、農業外所得は24,647千ウォンで農家所得の70%を占める。農業外所得は兼業所得(農産物加工業、農業サービス業等)と事業外所得(給料収入、農業労賃等)に分かれるが2014年兼業所得は8,400千ウォン、事業外所得は11,233千ウォンとなった。即ち労賃や月給などの勤めによる収入が、農業を通じて稼ぐ所得よりもかなり多くなっている。

【都市と農村の所得格差の推移】(単位：千ウォン、%)

区分	2000	2007	2010	2012	2014
都市労働者所得(千ウォン)	28,643	44,105	44,153	49,392	52,137
農家所得(千ウォン)	23,072	31,967	32,121	31,031	34,950
農家所得/都市労働者所得(%)	80.6%	72.5%	72.8%	62.8%	67.7%

出典：韓国統計庁(2015)

◆農業分野における市場開放の進行

1997年のアジア通貨危機(IMF危機)とともに急激な経済成長は終焉したものの、OECD加入(1996年)などにより、韓国は世界市場における先進国の仲間入りを果たした。それとともにグローバル市場を見据えた経済政策・運営が求められるようになり、金大中大統領がFTA(自由貿易協定)推進政策を指示、最初の交渉国としてチリを選定した。

貿易や世界市場において韓国は工業製品に優位性を持つことから、補完関係にある農業国チリが選ばれたものだが、このチリとのFTA締結(2002年妥結、2004年発効)は農業分野での市場開放という点で、韓国農業の死活問題に関わるとされ、国論を二分する論争を巻き起こし、韓国の農業政策・農村振興に関する大きな転換点となった(詳細は後述)。

この韓・チリFTA(自由貿易協定)をはじめとして、2015年の中国、ベトナム、ニュージーランドまで、韓国のFTA発効国家は2016年1月現在51カ国に至る。さらに政府が現在検討中の国家まで含めると79カ国に増える。また環太平洋経済連携協定(TPP)に参加する場合、米、畜産物、果物を中心に追加的な開放は不可欠と予想されている。

こうした市場開放によって、農産物の輸入額は2007年19,242百万ドルから2014年36,136百万ドルへと大きく増加しており、輸入農産物の急増は国内農産物の供給過剰と価格下落を招き、農家所得の減少と農家負債の増加を招いているという声も多い。

2)ターニングポイントとしての韓チリFTA交渉

韓国初のFTA締結を目指してチリとの交渉が進む中で、衰退傾向にあった農業関係者の危機感は非常に大きなものになった。基幹作物であるコメの開放をはじめとして、FTAは韓国農業を崩壊させる政策として、韓国全土で反対の声が上がった。

農村から都市への人口流出、都市部労働者との所得格差・生活格差、担い手不足と高齢化といった、当時の韓国農業・農村の抱える様々な問題や不安・不満とも相まって、各地でデモが多発するなどの社会的混乱が発生したといわれている。またこうした農業関係者の反対の矛先は政府だけでなく、FTAで利益を得る製造業などの輸出企業や経済界にも突き付けられ、FTAを巡って農業VS非農業という構図となって広がった。

こうした社会的な対立の構図を解消すべく、まず経済界が動き出す。全国経済人連合会（全経連、日本の経団連と同様の経営者組織）が、農業をテーマにしたシンポジウムを開催（2003年）する。「韓国の農業・農村のための企業の役割」をテーマにしたシンポジウムでは、「農業・農村の問題は、農民だけの問題ではなく国民全体で取り組み解決すべき課題である」というコンセンサスが形成され、企業も農業・農村に一定の役割を果たすべきという提言・決意が社会に発信された。

これを受けて、大統領・全経連会長・農協会長の3者の懇談会（2004年1月）が行われ、企業が農業・農村を支援する「一社一村運動」の展開が合意され、国民運動として展開することが決定した。2004年6月に最初の姉妹締結企業・農村を発表する「調印式」が行われ運動がスタート。その後2006年には運動を推進する組織として「(社)農村愛汎国民運動本部」が発足し、農協を中心とする民間主導の運動として拡大した。

2007年に「都市と農漁村の交流の促進に関する法律」が制定され、政府が支援できる仕組みも整い、運動は現在も継続して行われている。

【一社一村運動を巡る動向】

- | | |
|-------|--|
| 2003年 | ・全経連「韓国の農業・農村の発展のための企業の役割」シンポジウム開催（11月）
→国民全体が取り組むべき問題として、企業も一定の役割を果たすとする決意を表明 |
| 2004年 | ・ノムヒョン大統領と全経連会長、農協会長の懇談会（1月）
→「一社一村運動」の推進を合意
◆韓国・チリ FTA発効（4月）
・「農村愛協力調印式及び一社一村姉妹結縁発起式」（運動のスタート、6月）
◆農業基盤公社内に「都農交流センター」を設置
・「農村愛」シンポジウム開催（全経連と農協の共催、11月） |
| 2006年 | ・(社)農村愛汎国民運動本部 発足 |
| 2007年 | ・「都市と農漁村の交流の促進に関する法律」 |
| 2011年 | ・「食ラブ 農ラブ運動」開始（農協） |
| 2013年 | ・「農村社会貢献認証制度」開始（農林畜産食品部、(社)農村愛汎国民運動本部） |

②企業と農漁村の交流活動の概況

1)一社一村運動の概要

一社一村運動は、韓国農業・農村の活性化を目的に2004年から始まった運動で、一つの企業等が一つの農村と姉妹関係（姉妹結縁）を結び、仕事の手伝いや農産物の直取引、農村体験及び観光、村作りなど多様な交流活動を行う事業である。

企業を中心としつつ官公署や学校、消費者団体、社会団体なども農村を応援する組織・団体と位置づけられ、農村との姉妹結縁を結んでいる。韓国では「都農共生(win-win)」運動と呼ばれることもある。この「一社一村運動」は、2012年には中学校の教科書に載るほどの国民運動として韓国内に浸透している。

「一社一村運動」に関して姉妹結縁の件数の推移をみると、スタートした2004年から2006年まで爆発的に増加した。その後、2007年と2008年には多少減少したが2009年からまた増加傾向を表している。2007年から件数が減少しているが、これはこの時期に結縁関係の継続状況の確認を行い、交流活動が継続されていない結縁を確認・整理したことによるもので、2010年以降再び微増傾向にある。

【姉妹結縁の推移】(2013年8月/単位:件)

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
件数	2,019	8,677	14,500	8,114	7,581	7,712	8,180	8,741	9,627	9,728

出展: (社) 農村愛汎国民運動本部(2013)

結縁数を組織形態別にみると見ると、初期の2005年には6833件の結縁中、企業約半数(50.9%)を占めていた。その後官公署や学校等の企業以外の組織や団体が増加している。2015年では企業が結んだ姉妹結縁は41.1%を占め最も多いが、全体に占める比率は4割程度に低下している。

【組織形態別 姉妹結縁の現況】(単位:件)

		企業	官公署	消費者 団体	社会・宗 教団体	農協等	学校等	その他	合計
2005年	件数	3,476	885	590	311	1,571			6,833
	%	50.9%	13.0%	8.6%	4.6%	23.0%			100.0%
2010年	件数	3,396	1,361	424	545	833	592	1,029	8,180
	%	41.5%	16.6%	5.2%	6.7%	10.2%	7.2%	12.6%	100.0%
2015年	件数	4,377	1,723	587	663	1,157	971	1,169	10,647
	%	41.1%	16.2%	5.5%	6.3%	10.9%	9.1%	11.0%	100.0%

出典: (社) 農村愛汎国民運動本部(2013, 2015)

※韓国の売り上げ上位100大企業の内、71社の企業が参加している。その総交流金額は1,850億ウォン、年間交流人数200万人に上る。

交流活動としては農産物の直取引、仕事手伝い、農村体験、奉仕活動/施設改善、 発展基金（ドネーション）など多様な形態で行われている。

2012年の交流実績でみると、交流活動の件数は約48,700件で、「農産物の購入（直取引）」が最も多く36%を占め、次いで「農村体験等」「仕事手伝い」といった活動が続く。これを金額に直したデータでみると、「直取引」が6割を超えている。全体として、農産物の購入（直取引）が交流活動の中心となっている。

【項目別一社一村 姉妹結縁の活動内容及び実績】（単位：件、百万ウォン）

		直取引	仕事 手伝い	奉仕活動 施設改善	農村体験 等	発展基金	その他	合計
2012年	件数	17,330	10,499	4,190	11,133	2,405	2,670	48,677
	%	35.6%	22.5%	8.6%	22.9%	4.9%	5.5%	100.0%
	金額	49,681	16,195	2,592	7,827	2,096	898	79,292
	%	62.7%	20.4%	3.3%	9.9%	2.6%	1.1%	100.0%

出典：（社）農村愛汎国民運動本部（2013, 2015）

◆推進組織としての「農業愛汎国民運動本部」

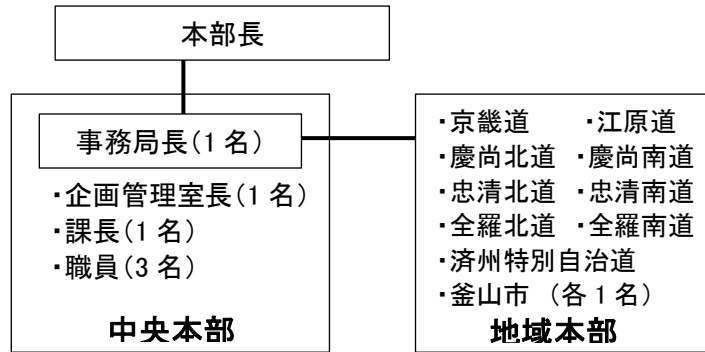
2003年のチリとのF T A交渉を契機に韓国内では農業・農村を巡る論争が起こり、「農業・農村の問題は国民全員の問題として取り組む」というコンセンサスが形成された。同時に食料安全保障や農業の公益的かつ多面的機能など、農業や農村の役割や重要性について再認識する動きが始まった。

さらに安全・安心な食生活を支える農産物、健康で快適な憩いの場を提供する農村など、農村と都市の交流は相互のニーズを満たし、相互の生活の質を向上させる、共生（ウィンウィン）の関係となることへの理解も広がった。

こうした動きをとらえて、一社一村運動をはじめ農業・農村を活性化させる運動をさらに推進するために、農協中央会と全国経済人連合会等の経済5団体が中心になって、2006年3月24日に（社）農村愛汎国民運動本部が設立された。韓国農林畜産食品部所管の社団法人である。

この本部は、一社一村運動（姉妹結縁）の推進と管理を中心としつつ、農業生活の質の向上のための事業、都市と農村の交流活動支援事業、農業・農村文化理解教育、学術行事などの文化活動支援事業等（広義の「農村愛」運動）を目的に活動している。

【組織・体制図】



【主な事業】

1. 汎国民運動拡散のためのブーム造成

- 農村愛運動キャッチフレーズとロゴ公募選定
- 報道機関との連携の共同キャンペーン展開
- 芸能人農村愛広報大使委嘱活用
- 農村愛ポータルサイト開設運営

2. 消費者団体、機関の協力事業展開

- 消費者団体などとの営農文化間の姉妹結縁の推進
- 都市民、都市子供の第2の故郷持ち推進
- 国産畜産物の消費促進活動の展開
- 都市に住む同郷の主婦の集まり、農家の主婦たちの集まり間での農村愛の交流活動の強化
- 週5日制施行に伴う5道2村運動

3. 農村の自立に向けた各種事業の推進

- 農村愛預金控除カードの開発と登録の推進
- 農村愛農村観光商品券の発行
- 農村における観光レクリエーション資源の発掘や拡大、農業以外の収入の増大など

4. 経済団体（企業）の協力事業展開

- 「農村愛一社一村運動」の姉妹結縁の推進
- 農畜産物の大量需要先の発掘
- 企業の従業員対象ファームステイ、週末農場推進
- 企業保有の先端技術と経営手法等を農業部門に伝授
- 企業で仕事を提供し、農業以外の所得を増大させる

5. 政府および行政機関との協力事業の展開

- 学生らの農村奉仕活動を農村愛運動と連携し展開
- 韓国産業人力公団との協力による「農業人一人一人が技術習得」推進
- ソウル市と協力して、ソウル環境農場運営の拡大
- 農業農村支援企業に対する政府の制度支援など

2) 農村社会貢献認証制度

「農村社会貢献認証制度」は2013年から農林畜産食品部と（社）農村愛汎国民運動本部が連携して始めた制度である。

農漁村と姉妹結縁などを通じて 農漁村の活性化に寄与した優秀企業及び団体に対して農林畜産食品部と（社）農村愛汎国民運動本部が共同に認証書を発行し、該当企業及び団体に金融、契約、教育などに対して一定の特恵を与える制度である。

認証希望企業は農漁村での社会貢献活動期間が最低3年以上で、その期間の活動実績と成果があると認められれば申請可能。また申請企業に対し農村社会貢献のための組織体制、実績並びに活動の多様性の程度など18項目の詳細評価項目を評価した上、確定する。確定された企業には（社）農村愛汎国民運動本部からの認証書が授与されて資金調達、政策事業、物品購買用役契約などでインセンティブが与えられる。

2013年に22、2014は19、2015年は15の企業・団体が認証された。

【認証の仕組み】

- ・認証を希望する企業は農林畜産部の公告に応じて申請する形で応募する
- ・「農漁村での社会貢献活動期間が最低3年以上で、その期間の活動実績と成果がある企業」が申請の条件
- ・申請に対して18項目の審査基準で評価が行われる。（組織体制、活動の実績や成果 等）
- ・合格した企業には（社）農村愛汎国民運動本部から「認定証」が授与され、各種のインセンティブが与えられる。
- ・認証の有効期間は2年間だが、申請すれば延長が可能。

認証計画 公告	書類検討 & 審査	現場調査	認証審議	確定公告	認証 (認証書授与)
農林畜産 食品部	(社)農村 愛汎国民 運動本部	(社)農村 愛汎国民 運動本部	農林畜産 食品部	農林畜産 食品部	農林畜産食 品部 / (社) 農村愛汎国 民運動本部

【農村社会貢献認証企業・団体に対する優遇・支援制度（インセンティブ）】

区分	機関名	優遇制度	主な内容
資金 調達	NH 農協銀行	与信金利優遇	・ローン商品別金利優遇
	水協 中央会	与信金利優遇	・企業の融資商品についての金利優遇
	中小 企業銀行	信用評価優遇	・信用評価時に「社会貢献度」の項目で優遇
	中小企業庁	政策資金融資優遇	・融資残高限度拡大、運転資金支えるも拡大、 売上高の制限の適用を排除
政策事業	韓国農水産食品 流通公社	農林水産政策事業 優遇サポート	・施設の近代化資金支援、食品加工原料仕入れの 資金を評価する際加点提供 ・入札参加資格審査の際信頼度加点付与
工事物品購入・ 用役業者選定	韓国 農漁村公社	業者の選定時に優遇	・入札参加事前審査と適格審査の際に信頼度 加点を付与
その他	韓国標準 協会	会費や評価費用等 の割引	・会員登録時に会費無料、ISO 認証評価費用 割引、認証対象企業の無料トレーニング
自治体 優遇制度	慶尚南道	基金の融資サポート、 税務調査免除、輸出 保険優遇など	・中小企業育成基金融資支援優遇 ・地方税の税務調査の3年間の猶予 ・輸出保険と輸出信用保証限度優遇、輸出保 険料割引 ・ローン時優遇金利適用
	忠清南道	企業対象選定優遇	○ 忠清南道企業対象選定時に加点
	忠清北道	基金の融資サポート、 税務調査免除、 政策資金支援	・中小企業育成基金融資支援を評価する際の 優遇 ・地方税の税務調査の3年間の猶予 ・海外展示会・博覧会などの参加優先サポート
	慶尚北道	基金支援申請時優遇	・農業関連企業の農漁村振興基金支援申請 時優遇

注)農村社会貢献企業・団体等へのインセンティブに、農林畜産食品部が行うものが記載されていないが、これは入札や発注等が伴う事業の多くは公共企業である「農漁村公社」等の公社が行っているためである。韓国における公社は、資本金全額を国が出資。取締役会などの経営管理機関を置くが、一般的な法人の総会に該当する機関はない。財務的には独立採算制だが、予算・決算は国の予算・決算に準じる。役員は政府が任命した「準公務員」、といった制約を受け、法人としての自主性は低い。

【参考:2015年「農村社会貢献認証企業」の事例】

企業・団体名	主な活動内容(認証理由)
慶北大学病院	姉妹村と4年間の交流を続けており、1社1村参加人員は年平均7%、2015年26百万ウォンの直接取引が行われたこと。農村医療サービス、農村体験活動、ワークショップ、レクリエーションなどを実施し、社会貢献活動推進と普及拡散に邁進している。
国民年金公団	平均200人、農村奉仕活動を行っており、農産物の直取引をサポートしている。ウィークショップと体育大会を定期的に開催し、農村体験活動をしている。農村支援プログラムでは、老後設計支援プログラムと休暇教室運営、農村指導者説明会などがある
NH 農協銀行	高城郡倍荒村を始め、現在377の村と姉妹結縁を結んでいる。直接取引、人手支援、話し相手サービス、教育など様々なボランティア活動をしており、姉妹結縁村のワークショップ、レクリエーションや週末農場など、様々な農村体験活動を行っている。
テグ都市鉄道公社	慶北達城郡韓正里、慶北青松郡月正里と姉妹結縁を締結し、10年以上続けている。最近の2年間の従業員の10%(248人)が農村奉仕活動に参加しており、年平均77百万ウォンの直接取引実績を有している。姉妹町の農繁期人手支援活動、敬老宴会サポート、町の住民招待見学を実施し、村の老人招待コンサート、食事の提供などの親孝行行事を実施する。
(株)ベグスコ	最近2年間の農産物の直取引金額は約550万ウォンであり、姉妹結縁村の畑15坪を毎年リース契約して、週末農場を運営する。共化作業場の施設設置及び包装機器サポートなど6次産業化をサポートしており、医療奉仕、文化支援などを実施する。
(株)上智エンジニアリング建築事務所	水石町と姉妹結縁を締結して体験活動支援、農産物の直取引をサポート、田植えなどの生産をサポート。タウンホール等、施設の改善支援などの活動を実施。農村天然資源の開発、村開発のためのコンサルティング(農産物加工施設の設計と監理、行政業務支援など)をしている。定期的なボランティア活動や農産物の直取引などの継続的な交流を通じた都市と農村の共生を実践して、家族単位の体験行事も実施。また「才能寄付」や技術サポートなどで農村の地域社会の発展に積極的に努力している。現在、釜山市民を対象に「開かれた釜山・都市建築フォーラム」と「上智人文学アカデミー」等も行っている。
ソウル市江北区都市管理公団	忠南青陽郡雲谷面新大里、江原道鉄原郡内袋等姉妹結縁を締結して、農産物の生産と加工をサポート、直接取引および共同購入を通じた販売サポート、庭園の電気設備点検や保守支援、ボイラーなどの生活施設の補修サポート、ジャガイモとニンニク掘りなどの人材支援をしている。
(株)新韓銀行	慶北聞慶にある五味子村と姉妹結縁を結んで、最近2年間で2850万ウォンにもものぼる農産物や五味子加工品の直取引をした。毎年2回、支援ボランティアを実施するほか、五味子文化村に宿泊して農村体験を行っている。その他医療奉仕活動と金融関連教育も実施している。

預金保険公社	忠南礼山郡雲谷里村と姉妹結縁を締結し 10 年間の交流を続けている。組織員の参加率は 48%、直取引の実績は総額で 1680 万ウォンに達し、社内掲示板を通じて社員にも農産物の購入を呼びかけている。また雲谷里村の農産物の生産、加工をサポートしているほか、夏季休暇時期には家族単位の農村体験活動を推奨している。最近では村関連の法的紛争に関与してコンサルティングをサポートし、特許出願に寄与した。
(株)ウリ豆食品	2006 年三陟の太平町との姉妹結縁締結を始め計 7 ヶ所と姉妹結縁を締結しており、年平均農産物の直取引金額は食堂用食材 500 万ウォン、農家から果物の購入 300 万ウォン。姉妹村と年 1-2 回ワークショップを進行して農産物の栽培と必要な資材支援を実施している
全州施設公団	全州生命科学高校と連携した雇用創出など 6 次産業支援活動が才能寄付活動と連携して継続的に行われており、農業経営のための発酵食品の生産とマーケティングの接続のための支援活動、電気設備や家電製品の修理の支援活動をしている。
(株)コスコム	姉妹村青少年支援活動と IT 支援および敬老党にアメニティ支援事業と共に町の農産物の共同ブランドの名づけ、マーケティング、コンサルティング活動が行われている。町の特産物の販路開拓のための支援活動、電気設備や家電製品の修理のための支援活動をしている。
韓国電気安全公社	忠清北道清原郡三項 1 里と姉妹結縁を結んで週末農場を運営。毎年春田植えなど人材支援活動も継続的に推進している。この他農村の老人などを招いてスポーツセンターで入浴奉仕を実施、また農村保育施設の清掃や設備の改善等の支援も行っている。
韓国地方財政共済会	2010 年春川市源平村と姉妹結縁を締結し、主に直接取引を通じた購買活動、源平村のファームステイ看板の設置支援活動、農村体験活動、特産購買活動などが行われており、洪水や地滑りなどの支援活動と農村住宅の中で堤防、牛舎の保守サポートなどを実施した。
(株)ヒョソン昌原工場	最近 2 年間姉妹村で生産されている農産物を 5833 万ウォン購入また農村体験、週末農場、「親孝行観光」(親孝行のために 2 世代、3 世代で行う観光旅行)なども実施している。他にも人手支援、町の環境の改善、農家の所得増大のためのコンサルティングおよびトレーニングを実施するとともに、「才能寄付」活動として、医療支援、電気安全検査、住宅修理なども実施。

注)「才能寄付」は「公共の利益のために自分の才能や知識を無料で提供する活動」(プロボノ)のこと。韓国では社会的に注目が高まっており、弁護士のような職業だけでなく、靴磨きの職人が靴磨きのコツを教えて起業を手伝うといったケースも登場している。

3) その他の動向

韓国農林畜産食品部では、農村振興の観点から都市と農村の交流を促す事業を行ってきた。食品部の資料から関連する事業は以下のようなものがある。

※農林畜産食品部は「都市と農漁村の交流の促進に関する法律（都農交流促進法）」に基づき、「都市と農村の交流」を以下のように定義し、政策・事業を進めてきている。

「(都市と農村の交流とは) 農村体験レクリエーション村事業、観光農園事業などを通じて、都市と農村の間で行われる人的交流と農林水産物などの商品、生活体験及びレクリエーションのサービス、情報・文化などの交換及び取引・提供等をいう」

(1) 都市と農村の交流事業

都市住民と青少年に対して農業や農村体験の機会を提供し、農村の価値と重要性を認識させるなど理解を深めることを目的に、都市と農村の交流を促進する事業を展開。

- ・ 農業及び消費者及び政府間の連携を通じて、農業及び農村の農産物広報、教育、保存運動に寄与する各種事業を推進（'99～）
- ・ 上記事業を農漁村青少年文化事業（音楽、伝統文化体験）に拡大（2003年～）
- ・ 消費者農漁村体験教育分野に拡大（2005年～）
- ・ 「都農交流促進法」の制定により関連事業を「都市と農村の交流協力事業」に統合（2008年）
- ・ パームスクール事業を都市と農村の交流協力事業に統合し、小学校の支援を拡大（2013年）
- ・ 体験分野のほか、直取引市場。農村創業支援などの非体験分野への支援を拡大（2014年）

(2) その他都市と農村の交流活性化方策

都市と農村の交流活動を活性化することを目的に、政府賞、法令の制定、都市と農村の交流の日記念式、農村社会貢献認証制度など、さまざまな制度的支援策を実施している。

- ・ (政府賞) '04年から実施「都市と農村の交流政府賞」を実施（2004年～）
- ・ (法令制定) 「都市と農漁村間の交流の促進に関する法律制定（'07.12改正）
- ・ (都農交流の日) 都市と農との間の通信環境を造成し、相互交流を定着させるために毎年7月7日を「都市と農村の交流の日」に指定（2013年～）
- ・ (式典開催) 「都市と農村の交流の日」の制定に伴い政府主催の「記念式」を開催（2013年～）
- ・ (その他)
 - ・ 農食品共生協力推進本部設置
 - ・ 農業界と企業との間の協定の締結サポート
 - ・ 相互協力のビジネスモデルの研究開発 等

(2)ヒアリング調査に見る一社一村運動の成果と課題

①ヒアリング調査の結果概要

1) (社)農村愛汎国民運動本部

(ヒアリング日時)2016年2月24日(水) 13:00~16:00

(ヒアリング場所)(社)農村愛汎国民運動本部会議室(韓国農業協同組合中央会内)

(ヒアリング対象)

農村支援部・都農交流チーム次長 金鉉眞(Kim ,Hyun Jin)氏

農村愛汎国民運動本部中央本部 課長 李憲(Lee ,Hon)氏

※オブザーバー(挨拶及び冒頭に同席)

農村支援部・福祉女性局長 催文玉(Choi ,Moon Ok)氏

農村支援部・都農交流チーム長 申鉉東(Shin ,Hyun Dong)氏

(ヒアリング結果要旨)

◆一社一村運動の始まり

- ・一社一村運動は2004年から始まった国民運動であり、背景には韓国とチリのFTAの締結で農産物市場が開放され、韓国農業が破たんするという危機感があった。
- ・経済成長で工業化が進行する中で、韓国農業は衰退傾向にあり都市生活者との所得格差や生活格差が拡大しており、その上FTA締結でさらに農家収入が減少するのではという不安や不満が広がり、輸出企業などFTAを推進する勢力との対立が大きくなった。
- ・対立を解消するために大統領が動いたこともあり、経済界が農業や農村を応援するということで運動が始まった。農協では「農村愛運動」を提唱しており、一社一村運動は農村愛運動の一環と位置づけられている。
- ・韓国ではガット・ウルグアイラウンド交渉で、農産物の自由化が国際的な話題になったことを受けて、「身土不二(シントブリ;地元産の農産物が体に良い)」というスローガンで韓国産農産物の購入・消費(地産地消)運動が行われた。
- ・その後農協中央会の会長が交代した際に、都市と農村の共生を呼びかける「農都不二」というスローガンに変更され、2003年には新会長が「農村愛」というスローガンを採用したため、一社一村運動もその一環と位置づけられた。

◆(社)農村愛汎国民運動本部の設立と活動

- ・一社一村運動は農協と全経連が協働して進めていると考えがちだが、基本的には農協が主導している運動だ。運動資金は農協と寄付金でまかなっている。年間予算は始まった当初は300億ウォン(約30億円)だったが、去年は3億ウォンで10分の1に縮小している。
- ・2004年に最初の姉妹結縁式が行われ運動がスタートした。当時の事務局は農協内に置かれたが、2006年に国民運動化を図ることを目的に「社団法人農村愛汎国民運動本部」が誕生した。(本部は現在も農協内にある)
- ・一社一村運動の「一社」は、企業だけでなく宗教団体、軍隊、消費者団体、学校等の組

- 織も含まれる。また、一社多村、二社一村という姉妹結縁もある。
- ・一社一村運動に関しては、運動の広報活動と企業と農村のマッチング支援が主な業務となる。活動への注目や関心を維持すること、姉妹結縁を希望する農村の情報を企業や団体に届けることなどだ。そのため関連費用のうち広報活動費がおよそ半分を占めている。
 - ・民間主導であることの意義は、国が主導すると農協も企業も自主性がなくなるように思う。現状（民間主導）は、農協や農業関係者が国に対して異議申し立てや拒否権がある。このため国の関与が必須だとは思わないが、いろいろな面で協力はしてもらいたいとも思っている。
 - ・一社一村運動では、企業による物品寄贈といった支援方法があるが、お金で換算出来る物などは、村人の中で配分などの調整に難航することがある。また国が関与すると、企業から贈られた物品に対して税金がかかるのではないかと、といった意見もある。

◆農村社会貢献認証制度について

- ・農村社会貢献認証制度は、一社一村運動の延長上で2013年から始まったもので、農林畜産食品部とともに共同で認定を行っている。制度自体は農林畜産食品部のもので、調査や認定などに本部が関わっているという構図だ。
- ・一社一村運動の参加企業は国に關係の深い企業や大企業が多い。一方、農村社会貢献認証制度のメリット措置は、中小企業にとっては魅力的なものが多い。その点を見ると、中小企業の参加を促すという目的があったのかもしれない。
- ・企業にとって税務調査というのは韓国では大変な負担であり、それを免除される忠清北道のインセンティブは、中小企業にかなりのメリットとなる。

◆一社一村運動と農村愛運動のこれから

- ・一社一村運動を含めた「農村愛」運動を推進することに力点が置かれている。会長が交代したことで、現在は「農ラブ、食ラブ（農愛、食愛）」というスローガンで活動を展開している。
- ・一社一村運動に関しても都農交流の観点からの広報活動などが中心。「毎週土曜日に農村へ行きましょう」といったキャンペーンや、鉄道会社とタイアップして地方でお祭りがある時に「農村幸せ列車」を走らせている。参加者は40%割引の金額で利用可能というものだ。
- ・（詳しくは言えないが）「都市農村共生基金」といった基金を作ることを考えている。輸出企業に基金を作ってもらい、利益を共有するなど農業・農村に貢献してもらおうといったプランだ。今は様々なアイデアを出しているところだ。

2)文化日報社

(ヒアリング日時)2016年2月24日(水)16:00~17:30

(ヒアリング場所)(社)農村愛汎国民運動本部内会議室

(ヒアリング対象)

文化日報編集局 経済産業部 部長待遇 朴洋洙(Park, Yang Soo)氏

※文化日報はソウルで発行されている夕刊総合新聞。夕刊という特性から新しいニュースを読めると評価され、オピニオンリーダー層に読者が多いといわれている。1991年創刊、発行部数は約16万部(2010年)

(ヒアリング結果要旨)

◆文化日報と一社一村運動

- ・文化日報は総合誌で唯一の夕刊であり、都市部中心に業経営者や大学教授等のオピニオンリーダーが読む新聞と自負している。
- ・一社一村運動については当初より注目し、一週間に一回は一社一村運動に関する記事を1面に掲載しているほど運動を取り上げてきた。韓国にとって農業・農村はかけがえのないものであり、国民全員で応援し守っていくべきものだと考えているからだ。
- ・韓国では政府でも農協でも、政権(トップ)が交代すると政策を継続しなくなり、マスコミも取り上げなくなることが多い。しかし文化日報は、一社一村運動を12年間継続して取り上げている。
- ・記事の内容は決まったフレームはなく6次産業、ファームステイ、食愛などいろいろ。

◆文化日報の果たした役割

- ・一社一村運動が12年間続いている理由としては、企業・農協・メディアが一体となって取り組んで来たことが大きい。特に文化日報が運動についてその動向を報道し続けていることで、国民は常に情報を目にし、理解も深まっていることがあげられる。
- ・「都農交流促進法」(2007年)の制定に際しては、マスコミ(文化日報)が必要性を解説したり、世論の形成・喚起などのどの点で大きな役割を担った。こうした世論の影響力を持ったマスコミ(文化日報)の存在が、社会的な運動や政策を推進する上では重要ではないか。

◆一社一村運動への評価

- ・国民のどの程度が一社一村運動を認識しているかはわからない。しかし取材をすると農村や農業への関心や理解が高まっていることを実感するし、ファームステイ人口や帰村・帰農人口も増えている。効果はひろがっているのではないか。
- ・運動に熱心な企業の話を見ると、①CEOの個人的関や思い ②社会貢献(CSR)や使命感 ③企業イメージの向上 といった意見が多い。そのほか税金面での優遇などの効果も期待しているようだ。
- ・韓国のこれまでの政策や運動を振り返ると、政府主導の運動は(政権交代などがあって)続かないことが多い。その意味では一社一村運動は民間主導であったことが幸いした。政府は側面から支援をしてきたが、これからもそうした構図でよいのではないか。

- ・企業の都合で交流が途絶するといったケースが増えているようだ。また農村側が金銭を受け散ることに慣れてしまい、自ら活性化に取組みといった試みが低調になっている等の課題が生まれている。共生（Win－Win）の活動だったのが、企業から農村への一方通行になっているということだ。
- ・今後は、現状の課題や反省を踏まえ、国内外の環境変化に農村も対応するような視点や取組の必要性を呼びかけたい。文化日報としては、「新たな運動（第2ステージ）」として今後も継続的に取組む予定だ。



朴洋洙(Park ,Yang Soo)氏

3) 韓国農村経済研究院

(ヒアリング日時) 2016年2月25日(木) 9:00~11:00

(ヒアリング場所) 韓国農村経済研究院 会議室

(ヒアリング対象)

農業農村政策研究部 研究委員・博士(地域社会開発) 金正燮(Kim, Jeong Seop)氏

※韓国農村経済研究院(KREI)は、1978年に設立された農水産経済と農漁村社会を総合的に調査・研究する政府出捐の研究機関。ヒアリング対象である金博士は農村社会学が専門で、現在は農協よりも小さい組織におけるコミュニティビジネスの研究を行っている。

(ヒアリング結果要旨)

◆一社一村運動の始まりと初期の動向

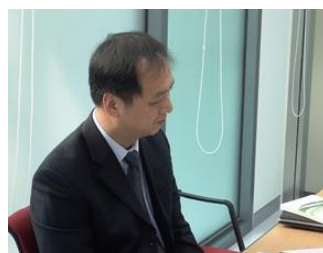
- ・ 2004年に一社一村運動が始まった当初は、大手企業のCEOが参加・協力について発言したり、マスコミがこぞって動向を報道するなど大きな話題、社会現象となった。
- ・ その後2006年に(社)農村愛汎国民運動本部が生まれ推進組織が確立。2007年には「都農交流促進法」が制定され、政府が一社一村運動に係る活動を支援することができるようになった。また農村と都市の交流を仲介する政府の組織として「都農交流センター」も誕生した。(主に体験型の交流をマッチングする組織)
- ・ この時期の運動の中心は農協。(社)農村愛汎国民運動本部は農協が全額負担をしており、全経連は金銭的負担をしていない。国はメディア等への出稿やイベント実施の支援等を行う形で側面から運動を支援している。
- ・ 振り返ってみると運動開始当初に締結数が多かったのは、ある意味大統領が音頭をとったからであり、それゆえ企業もこぞって参加することとなった。そういう意味では、「民間運動」といいながらも「大統領令」による運動とも言える。

◆その後の展開(2010年頃の動向)

- ・ 初期の頃にはブームとでもいうべきほど盛り上がったが、実際の交流や支援では問題も多かったようだ。ひどい例では、村で締結式を実施し記念の写真を撮って終わりということもあったという。
- ・ 大統領の声がかかった運動だけに、政府が実績を求めてくるのに応えて、企業は姉妹結縁の数を増やすが、肝心の支援はおざなりということも多く、農産品の購入や物品の寄贈といったケースが多い。
- ・ 2011年頃に政府の依頼で一社一村運動のフォローアップ調査を行ったが、国内およそ3万6,000の村のうち、1回でも姉妹結縁を結んだ村は6,900で約19%。複数の企業と結縁を行った村があるので実質は6,000ほどになる。しかしこのうち3年以上継続しているのは1,100村程度にとどまっている。継続は難しいということだ。
- ・ 継続している村でも、交流や支援の内容は、農産品購入やボランティア支援、生活用品の寄贈など初期と同じようなものが多く、工夫がなく惰性的に行っているケースが多い。
- ・ もちろん継続によって相互に高めあう良い例もあるが、2010年頃から運動のマンネリ化や参加企業が減少するといった、「低迷期」が始まったといえるだろう。

◆一社一村運動の評価と課題

- 農業や農村を取り巻く環境が変化している中で、現在の一社一村運動は構造的な課題を抱えているように思う。例えば国民運動本部には人が足りず、マッチング後のフォロー等を行える状況ではない。姉妹結縁後の継続的な交流で、相互に感動を与えるプログラムを開発して提案していくことが必要だが、そうしたフォローができていない。
 - 交流受け入れや6次産業化など農村側のニーズが変化しているのに、企業にそれが届いていないことも挙げられる。これまでは農村ニーズの掘り起こしは地域農協がやってきたが、地域農協も上からの指示で動くばかりで実効性がない。今後はNPO等の組織がその役割を担うべきではないかと思っている。
 - 「一社一村」という枠組みが逆に手足を縛っている可能性もある。一つの企業と一つの村ではなく、テーマやニーズに応じてお互いがネットワークを形成し、「多社多村」の交流や支援を展開することも考えるべきではないか。
 - 一社一村運動は、企業が農業・農村に目を向け姉妹結縁を働きかけるという点から見ると、企業がイニシアチブを持っているといえる。厳しい経済環境下にあって、今後は企業に大きな期待はできないように思う。
 - 企業の社会活動の分野では、CSR（企業の社会的責任）からCSV（企業と社会の共通価値の創造）へと向かう流れがあるが、私自身はビジネス性を重視するCSVには否定的だ。この分野で企業が利益を求めると、農家が収奪される恐れがある。
 - 今後の一社一村運動には、リーダーの育成、運動本部の人的増強、ネットワーキングやオーガナイズ機能が必要になる。またこれまでの経緯にとらわれない柔軟な発想も必要だ。「一社」にこだわらず、個人の才能や能力を活用する仕組みも考えるべきだ。
- (その他)
- 日本の地域おこし協力隊を見習って、政府に導入を提案した。2015年にソウル市が4名を地方に派遣することになった。今は実験段階。
 - 社会的企業育成法は、いわゆるCSR法であり、一社一村運動と直接の関係はない。



金正燮(Kim, Jeong Seop)氏

4) 韓国農林畜産食品部

(ヒアリング日時) 2016年2月25日(木) 15:00~17:00

(ヒアリング場所) 韓国農畜産食品部会議室

(ヒアリング対象)

農村産業課 事務官 徐 知銳(Seo, Ji Ye)氏

農村産業課 主務官 金 東宇(Kim, Dong Woo)氏

韓国農漁村公社農漁村資源開発院 都農交流部代理 金 在赫(Kim, Jae Hyeok)氏

(ヒアリング結果要旨)

※用意された資料を説明する形で進行した(参考資料2.「企業と農業・農村の協力事業の現況」参照)

◆一社一村運動、都農交流等に関する法律や制度等について

- ・一社一村運動や都農交流に関連する韓国の主な法律には次のようなものがある。
 - 2000年「農業・農村基本法」
 - 2004年「農林漁業者の生活の質の向上および農山漁村地域の開発促進に関する特別法」
 - 2007年「都市と農漁村間の交流の促進に関する法律(都農交流促進法)」
 - 2009年「都農交流促進法」の改正により(社)農村愛汎国民運動本部の支援が可能になる
 - 2013年「農村社会貢献認証制度」スタート
- ・政府が行う交流支援事業は農漁村資源開発センターを通じて行っている。都農交流を行う団体や学校等の活動を支援する事業で、800ある体験村での農村体験のほか、教育や農産物販売等の事業を行っている。
- ・交流支援の予算は、民間団体で2000万ウォン(20団体まで)、学校(小学校)に1000万ウォン(40団体まで)。支援を受ける団体は、40%の自己負担を用意しなければならない。また支援金の80%は現地への支払い、10%は運営経費、残りの10%は広報費と人件費というように使途も規定されている。

◆「農村社会貢献認証制度」について

- ・2013年から、農林畜産食品部と(社)農村愛汎国民運動本部が、農村社会に貢献した企業や団体を認証するという仕組みの「農村社会貢献認証制度」を開始した。認証を受けた企業や団体は、農協系の企業や自治体などの公共機関から、融資や入札時などにインセンティブを得られるという制度だ。
- ・認証を受けたい企業・団体は規定の申請書を提出し、(社)農村愛汎国民運動本部による審査を受ける(最初の書類審査は韓国標準化協会に委託)。審査項目は組織、実績など4つの分野14の項目で評価・採点される(参考資料2、47P参照)。
- ・100点満点のうち大企業70点、中小企業は60点という基準点をクリアすると、農林畜産食品部の委員会(外部委員を含む8名で構成)で最終検討を行い、認証が決定する。6次産業化や企業の持つ資源の有効活用と点が重視されているようだ。
- ・2013年からの3年間で57の企業・団体が認証を受けている。年間の申請数は30~40ほどで、認証数に比べて少ないと感じるかもしれないが、基準が厳しいため最初から断念している企業も多いと考えている。

- ・認証の有効期間は2年間。2013年に認証を受けた23社・団体のうち、申請によって13社が再認証を受けた。
- ・農村社会貢献認証制度は「訓令」（日本の省令に相当）に基づいて制定・運用されているが、インセンティブの充実など制度の強化に向けて法律化の動きがある。
- ・2013年というタイミングで社会貢献認証制度を設けた理由については明らかではない。（個人的な意見だが）水産部門が移管するなどの組織改編があり、新しい方向が示されたことや、韓国社会でも企業の社会的責任ということへの注目が高まったこと等が理由ではないかと思う。

◆その他の動向など

- ・2014年より企業と農業界の共同ビジネス創出を目的に、農食品共生協力推進本部を立ち上げている。大韓商工会議所内に事務局があり、輸出公から17名、農林畜産食品部からも1名出向を出している。こうした取組への参画も社会貢献認証制度の要件に加えることを検討中だ。
- ・現政権は「創造経済」をスローガンに掲げており、農林畜産食品部も「農食品産業の創造経済」として、農業の6次産業化への取組が重点政策となっている。その中には「郷土産業育成」や「農畜産物協働加工センターの設置」「農・商・工連携企業への支援」「都市農村交流を通じた農村観光の活性化」等が、政策事業となっている。グリーン・ツーリズムは、日本には及ばないが、今後も力を入れて取組を行っていく予定である。



5) 揚平カルメ村

(ヒアリング日時) 2016年2月26日(金) 10:00~12:00

(ヒアリング場所) 揚平カルメ村内 事務所会議室

(ヒアリング対象)

運営委員長 権 潤周(Kwon, Yoon Ju)氏

※優良体験村として、農林畜産食品部や農協等からいくつもの認定を受けている、ソウルから2時間程の郊外にある村。

(ヒアリング結果要旨)

◆カルメ村の現況

- ・カルメ村は約 60 世帯 200 の住民が暮らす村だ。平均年齢は 75 歳と高齢化が進んでいる。10 年前は 60 世帯で人口は 160 人くらいだったから、30~40 名ほど増えたことになる。親を引き継ぎたいという帰村者が増えたことが主な原因だ。
- ・村の主要作物は、野菜（ハウス栽培）、果樹（梨）、米など。競争力があまりないので少量多品目で経営している。梨の加工（ジュースの生産）や新環境農業（有機農業）にも取り組んでいる。
- ・農業外収入を得ることを目的に、農業体験や農村体験の受入を積極的に行っている。今では年間 1 万人ほどがカルメ村にやってくる。内訳は学生が 40%、企業 20%、農業研修や福祉関係、外国人等を合わせて 40%ほどだ。ほとんどが日帰り客で、宿泊者は年間で 1000 人程度。宿泊施設もあるがキャパシティは 40 名ほどだ。
- ・収入は梨狩りなどの農業体験（有料）や農産物販売が中心で、休日には村の広場に仮設の直売市場が設営され、村民が野菜や穀物（米や豆等）を販売している。

◆一社一村運動への取組

- ・一社一村運動には 2005 年頃から取り組んでいる。韓国放送や農協中央会の金融企画部など、これまでに 14 社・団体と姉妹締結を行った。農家の収入確保のために「体験村」を作ったので、受入れのための人的な支援や農産物の販売拡大を期待して姉妹結縁を進めた。
- ・当初は農協中央会等の研修の場でカルメ村をプレゼンしたり、関係者にアピールして企業や団体を紹介してもらった。最近ではカルメ村の知名度が上がり、優秀村としてマスコミ等でも取り上げられるので、口コミで聞いたといった形で企業側からアプローチしてくることが多い。ファミリーの農業体験での訪問も同様なケースが多い。
- ・姉妹結縁を結んだ 14 団体のうち現在も継続しているのは 5 社・団体。学校の場合は先生が替わると止めてしまうケースが多い。企業に関しては、結縁先が公企業が多かったために、行政機能の地方移転の影響を受けて活動が行えなくなったり、合併によって企業がなくなったケースもある。
- ・カルメ村にとって一社一村運動は、交流人口の拡大による村の活性化を進める上で大きな効果があったと評価している。



權 潤周(Kwon , Yoon Ju)氏



一社一村運動姉妹締結式の写真



交流施設



村の中心部の広場に仮設の直売所ができる

6)新東亜建設株式会社

(ヒアリング日時)2016年2月25日(金) 14:00~16:00

(ヒアリング場所)新東亜建設株式会社 副会長室

(ヒアリング対象)

副会長 申 鉉東(Shin, Hyun Dong)氏

人事総務チーム長 部長 黄 昌煥(Hwang, Chang Hwan)氏

※創業から約39年、社員数約400名の建設会社。

(ヒアリング結果要旨)

◆一社一村運動への取組

- ・姉妹結縁先はドウジャン村という28世帯53名の小さな村、主にお米、唐辛子、きのこ類、レタス等を栽培している。ソウルの本社からは170kmの距離があり、自動車で行く場合往復4時間近くかかる場所にある。
- ・前取締役とその村に縁があり、取組がスタート。活動内容は以下のようなもの。
 - 1) ボランティア活動 (人手不足解消)
毎年春と秋に50~70名ほどの社員が手伝いに行く。地域の負担にならないよう、食甚の準備等も自分たちで行う。
→この活動は村にとって一大イベントになっており、都市部に出かけている若者がこの日に合わせて帰省してくることもある
 - 2) プライベート旅行
社員の家族に、休みに農泊をしてもらっている。2km圏内に楽しめる観光場所もある。
 - 3) 農産物購入
会社で購入し、ソウル市内で1日市場を開催。周辺の住民を集めて実施している。
 - 4) 奨学金支援
村で生まれた子ども2名に奨学金を支援している。また、結婚式で自分が(副会長)が仲人とした。
 - 5) その他、建設会社ということもあり、ベンチや道路を作ったこともある。
- ・年2回のボランティア活動では、バス会社を利用してチャーターバスを用意し、全員が一緒に移動する。宿泊は「山の中の友」という村の施設を利用している。

◆一社一村運動の効果について

- ・効果としては大きく次の2点。1点目は「社員教育」農村への支援や交流により、人間が成長する。また社員も自発的に活動を行うことになった。また、福利厚生にも繋がっている。
- ・2点目は「企業イメージも向上」だ。活動は新聞やテレビなどでよく取り上げられている。したがって活動に投資した金額の10倍は、企業イメージのアップにより、リターンが出ていると考えている。活動費は年間2500万ウォンだが、効果は2億5千万

～3億ウォンくらいあると考えている。

- ・ドウジョン村でも、生活環境が良くなったという声や、帰村者があって9世帯増加したという効果の報告があった。実際にお年寄りの方の表情が明るくなったように感じる。
- ・企業が活動を継続的に行うためには、温かい心を持って活動を行うことと、活動を適切にPRできることが重要だ。

◆今後の取組について

- ・今後の一社一村運動に対して、企業側がもっと村の発展に関してビジョンを持つべきだと考える。また、企業だけではなく、企業でできない分野に政府がもっと積極的に関わるべきである。
- ・農村社会貢献認定制度の優遇措置については、当社としては何もメリットはない。現在の優遇措置は中小企業向けのように感じる。この制度で認証村に選定されると、村は5億ウォンもらえると聞いたが、企業の特典はそれに比べると小さい。

【新東亜建設の活動事例（2013年）】

①上半期ボランティア活動（2013年4月27日（土））

（参加予定人員）40人

（参加者）

- ・役員室 ・資金チーム ・会計チーム ・企画・法務チーム
- ・工事管理チーム ・人事総務チーム

（活動内容）

- ・唐辛子植栽作業 ・唐辛子 保養作業 ・畑作物草取り作業 など

②夏季休暇における交流活動（2013年7月15日～8月20日）

（参加予定人員）社員の家族4家族16人程度 ※社内公募

（活動内容）

ドウジョン村内の山荘（ペンション）「山の友達」に宿泊して周辺観光や農業体験を行う

③下半期ボランティア活動（2013年10月22日（土））

（参加予定人員）80人

（参加者）

- ・役員室 ・監査室 ・顧客管理チーム ・建築チーム ・建築営業チーム
- ・業務チーム ・土木事業チーム ・整備事業チーム ・外注事業チーム
- ・分譲マーケティングチーム ・開発事業チーム

（活動内容）

- ・唐辛子収穫作業 ・草刈り作業 など

④社内での産品販売（産直マーケット）（2013年11月8日（土）10:00～15:00）

（参加予定人員）ドウジョン村から5人が来社



黄昌煥氏

②一社一村運動の成果と課題

1) 農業・農村への社会的注目の高まり

2004年から民間主導の運動として始まった「一社一村運動」は、10年以上にわたって続く運動として、韓国社会に定着しているようである。

今回のヒアリング調査から、一社一村運動が韓国社会に拡大・浸透した要因としては以下のようなものがあると考えられる。

- i) 韓国チリFTA交渉に端を発する「韓国農業」に対する国民的議論・注目の発生
- ii) 全経連の主体的な取組（シンポジウム）と「農業を守る」メッセージの発信
- iii) 大統領が仲介役となつての農業と経済会のトップ会談による合意形成
- iv) 「(社)農村愛汎国民運動本部」の発足による活動を主導・推進する中核組織の形成
- v) 「文化日報」(マスコミ)と連携することでの継続的情報発信の実現
- vi) 農協と企業による民間主導の運動として展開し、国が側面から支援する構造
- vii) 企業にこだわらず都市の消費者団体や社会団体等との連携を促したこと

とりわけ運動が始まった2004年頃からの数年は一種の「ブーム」のような雰囲気だったという発言もあり、一社一村運動は韓国社会に一気に拡大したものと考えられる。また農村を応援する組織や支援方法についても、緩やかなものとしたことで、企業だけではなく多様な主体の登場を促し、いわゆる援農ボランティアだけでなく、農産物の購入や農業体験、基金設定等、多様な支援活動を可能にした。

一村一社一村運動は農業・農村支援の活動だけでなく、都市と農村の交流（都農交流）の性格を色濃く持っているが、その背景には企業と農村がそれぞれの事情に応じて自由に活動を決めるといふ、自由さがあつたように思われる。

2) 農業・農村の活性化効果

我が国と同様、韓国においても農業所得の伸びは鈍く、都市部労働者との格差は開く一方である。また帰村・帰農人口が増加しているが、農家人口は減少しているのが現実である。しかし、一社一村運動の成果としては以下のようなものがあげられ、韓国の農業や農村の活性化に寄与していることは間違いないようである。

- ・農産物の購入や農村への機材等のプレゼントで農村の生活や社会環境が改善された
- ・定期的かつ計画的な支援や交流によって、農村の新たな取組を喚起した
→交流を契機として集客や農産物の販売など地域ビジネスを開発・実践
- ・帰農人口・帰村人口が増加傾向にある（一社一村運動も要因の一つ）

【帰農・帰村人口の推移】（単位:名）

年度	2010	2011	2012	2013	2014
帰農人口数	3,615	6,541	11,220	10,923	11,144
帰村人口数	452	3,962	15,788	21,501	33,442

出典: 韓国統計庁(2015)

3) 一社一村運動の現況と課題

以上みてきたように、韓国における「一社一村運動」は2004年に始まり、現在も継続しており、まさに国民運動となっている。運動の主体も、企業だけにとどまらず学校や各種団体など、多様な主体が参加して、様々な形で農業・農村を支援し、都市と農村の交流を展開している。

しかし今回のヒアリング調査では一社一村運動の「翳り」ともいうべき声も聴くことができた。農村経済研究院の金博士は、自ら実施した一社一村運動の現況調査の結果を踏まえて、以下のような問題点を挙げている。

- ①始まった当初は大きな「ブーム」となったが、数年で熱は冷めた感がある。比較的多くの企業が継続的な交流や支援を行っていない（やめている）
- ②全経連や大統領が推進を提唱したこともあって、実際に姉妹締結し継続しているのは大企業や国の関係企業。中小企業などへの広がりには欠けている。
- ③姉妹結縁の内容でも、農産物の購入や物資の提供といったものが多く、人的な交流や6次産業化支援のような活動は少ない。これでは将来につながらない。

カルメ村ではこれまでに企業・団体等と14の姉妹結縁を行ったが、現在も継続しているのは5組にとどまるという現状を聞いた。また新東亜建設は、一社一村運動に関する全般的な課題として、現状は企業側に農村とどう交流するか、企業活動にどう活用するかといったビジョンや戦略が欠けているのではないかと指摘した。

金博士は一社一村運動はいろいろな点で「マンネリ化」しているのではないかと指摘しつつ、「モノやカネだけではなく、知恵や情報による応援」「一社一村の枠にとらわれない「多社多村」（複数の企業・団体が連携して、複数の農村を支援・交流する取組）等への転換を示唆した。

また新東亜建設の申副会長は、企業が支援できることや分野には限界があるとした上で、「企業ができない支援は国が行うことを考えるべきだ」と提言してくれた。

始まって12年を経過した韓国の一社一村運動は、社会に定着しつつも、新たな課題も抱えているようである。

(3)ヒアリング結果のまとめ

①韓国社会の特性と一社一村運動

一社一村運動によって、農業や農村に対する理解や応援意識が高まっていることは間違いのない事実のようである。韓国農協では一社一村運動を一つの核としつつ、さらに「国産農産物の消費拡大キャンペーン（食ラブ 農ラブ運動）」なども展開している。また帰農者や帰村者人口が増加していることも、一社一村運動の成果の一つの表れと言えるだろう。

このように企業が農村と交流し、お互いがメリットを享受する「都農共生モデル」としての一社一村運動は、韓国では一定の成果をもたらす手法となっているが、この運動が始まり拡大した背景には韓国社会ならではの特性がある。それは以下のようなものである。

1)議論や主張することを好む国民性

一般に韓国の人たちは議論好きで、物事に対してははっきりと主張することを好むという国民性が指摘される。一社一村運動の端緒となった「韓国チリFTA」論争の際にも、農業VS非農業という対立構造がクローズアップされ、大きな社会的混乱が生まれたことから全経連（経済界）が収集のために農業支援を提唱したとする見解もあった。「農業問題」が大きな混乱や危機となったことが、一社一村運動の背景にある。

2)大統領や家長、組織のトップを尊重する「トップダウン型」の社会性

韓国社会には年長者を敬う「儒教」の教えが色濃く残っている。また成人男性全員に一定期間の兵役の義務があることから「上意下達」の軍隊組織を経験する。こうしたことから韓国社会はトップの決定や指示に従い忠実に命令を実行する、トップダウン型社会の性格を色濃く残している。

一社一村運動においても、大統領が登場し、さらに経済界と農協のトップが合意したことで、社会全体に広がることは約束されたことになった。そしてそれが企業や団体でも相似形で展開される（組織のトップが交流することを指示する）ため、組織も社会も反対を唱えることができず、動きだし継続しているものとなっている。

3)企業や組織のトップが「農村出身」世代

韓国の経済成長は1960年代半ばに始まるが、その経済成長に合わせて農村から都市に移動し、起業・成功した経営者のいわば第一世代が、200年初めには数多くいた。つまり農村出身の経営者が多かったのではないかと推察される。トップにとって農村は思い出残る故郷であり、それを応援することに異論はなかった。

韓国における一社一村運動の始まりと成果を残す国民運動へと成長した背景には、以上のような韓国社会の特色や時代背景があったと推察される。

こうした特性は韓国独自のものであり、価値観が多様であることを尊び、ボトムアップ型の意識決定を好む社会である現代の日本には、簡単に受け入れられることは考えにくい。企業に対する政府の関与（規制や許認可等）する場面も、日本は韓国に比べて少ないとされてることからも、政府が「企業と農村の交流促進」や「企業が農村を応援する

運動」を提唱すれば賛同は得られるが、実際の行動への参加については疑問が残る。少なくとも2004年の韓国のようなブームとはならないのではないかと考えるものである。また日本のCSR活動などの状況を見ると、一社一村運動が始まったとしても、現在の韓国が抱える「継続的な交流・支援」「交流や知恵による支援」等の課題に直面する可能性は高い。

しかし韓国の「一社一村運動」に学ぶべき点も多い。企業にとらわれず、都市部の消費者団体や社会団体との交流促進、また新たな時代の農村ビジネスを応援する「多社多村」（複数の企業が連携して資源をネットワークし、同じような課題やニーズを持つ複数の農村と交流・支援する取組）など、今後の農業・農村振興の参考となるものと思われる。

参考資料

1. 「都市と農漁村間の交流に関する法律」(2007年制定)

都市と農漁村間の交流の促進に関する法律

[実施 2015. 12. 23.] [法律第 13383 号、2015. 6. 22. 打法改正]

農林畜産食品部（農村産業と）044-201-1582、1589

海洋水産部（漁村漁港と）044-200-5660、5659

第1章総則

第1条（目的）

この法律は、都市と農漁村間の交流を促進し、農漁村の社会・経済的活力を増進させ、都市民の農漁村の生活の体験とレクリエーションの需要を満たすことにより、都市と農漁村の均衡発展と国民の生活の質の向上に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律で使用する用語の意味は次の通り。

〈改正 2009. 5. 27. 2009. 6. 9. 2011. 3. 29. 2013. 6. 12. 2015. 6. 22. 〉

1. 「農漁村」とは、「農業及び農村及び食品産業基本法」第3条第5号の規定による農村地域の「水産業及び漁村の発展基本法」第3条第6号の規定による漁村地域をいう。
2. 削除<2009. 5. 27. 〉 3. 削除<2009. 5. 27. 〉
4. 「村」とは、農漁村として「地方自治法」第3条第3項の規定による同（洞）及びり（里）または同法第4条の2第4項の規定による行政洞及びりをいう。
- 4の2 「村の協議会」とは、農漁村体験及び休養村事業を運営するために一つまたは複数の村の住民で構成された協議会をいう。
- 4の3 「漁村契」と「水産業協同組合法」第15条の規定により設立された団体をいう。
- 4の4 「村の共同施設」と村の住民や漁村契のメンバーが共同で利用する施設として、次の各目のいずれかに該当する者が所有している廃校、タウンホール、体験館、パスごとに、健康管理室とその他これに類する施設をいう。
- 4の5 「家庭」と「住民登録法」第7条第1項の規定による世帯別住民登録票に記載された人で構成されて居住と生計を一緒にする生活単位をいう。
5. 「農漁村体験及び休養村事業」とは、町の協議会や漁村契が村の自然環境、伝統文化などの天然資源（賦存資源）を活用して、都市民に生活体験及びレクリエーション空間のプログラムを提供してこれと共に、地域農林水産物などを販売したり、宿泊や食事などのサービスを提供しているアップ（業）をいう。
6. 「農漁村体験及び休養村事業者」とは、第5条の規定により農漁村体験及び休養村事業を運営する者の指定を受けた村協議会や漁村契をいう。
7. 「観光農園事業」とは、「農漁村整備法」第2条第16号ロのアップをいう。

8. 「都市と農漁村の交流」とは、農漁村体験及び休養村事業、観光農園事業などを通じて都市と農の間で行われる人的交流と農林水産物などの商品、生活体験及びレクリエーションのサービス、情報、または文化などの交換及び取引と提供などをいう。
9. 「都市と農村の姉妹」とは、都市の住民及び企業・団体及び機関と村の住民・団体（漁村契を含む）との間の都市と農漁村交流（以下「都市と農村の交流」という。）を目的とし、一定の行為をすることを約束することをいう。
10. 「農漁村定住（定住）サポート」とは、農漁村に移住して定着する都市民に情報と教育を提供して定住先の村の整備等必要な支援をする行為をいう。

第3条（国と地方自治団体の責務）

国と地方自治団体は、都市民と農住民との間の相互交流を促進し、農漁村社会を活性化して、自然環境や伝統文化など、農漁村の天然資源を維持・発展させて、国民の生活の質が向上するように都市と農村の交流促進に関する政策を樹立して施行しなければならない。

第3条の2（都農交流の日）

- ①都市と農の間のコミュニケーション環境を造成し、相互交流を定着させるために、毎年7月7日を都農交流の日とする。
- ②国及び地方自治団体は、都市と農村の交流の日の趣旨に適したイベントを実施することができる。
- ③第2項の規定による都市と農村の交流の日の行事に必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。 [本条新設 2013. 6. 12]

第4条（他の法律との関係）

この法による都市と農漁村の交流を促進するための事業については、他の法律の規定にかかわらず、この法律を優先適用する。

第2章 農漁村体験及びレクリエーション村事業

第5条（農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定）

- ①農漁村体験及び休養村事業を運営する町協議会や漁村契は、次の各号の要件を備えて特別自治道知事、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下「市長・郡守等」という。）に農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定を申請しなければならない。

〈改正 2009. 5. 27. 2011. 3. 29. 〉

1. 事業の目的、代表、メンバーの資格と登録及び脱退と除名に関する事項などが含まれている規約又は定款
2. 事業計画書
3. 各村の全世帯の3分の1以上、または漁村契構成員の過半数の同意書
4. その他農漁村体験及びレクリエーション村事業者の参加範囲など、大統領令で定める指定要件

- ②市長・郡守等は、第1項の規定による指定の申請が同項各号の指定要件に適している場合農漁体験及びレクリエーション村事業者として指定しなければならない。農漁村体験及びレクリエーション村事業者に指定されたときには農漁村体験及び休養村事業者の指定証明書を発行し、これを公告しなければならない。〈改正 2011. 3. 29。 2012. 6. 1。〉
- ③第2項の規定により指定を受けた農漁村体験及びレクリエーション村事業者が代表者の変更など農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める重要事項を変更するには、市長・郡守などに変更の指定を受けなければならない。〈改正 2009. 5. 27。 2011. 3. 29。 2013. 3. 23。〉
- ④第2項の規定により農漁村体験及びレクリエーション村事業者として指定を受けた者は、指定された内容を、その町の見やすい場所に掲示しなければならない。
- ⑤第1項から第4項までの規定による農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定申請と指定及び変更指定の手順、指定証書の発行等に必要事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2009. 5. 27。 2011. 3. 29。 2013. 3. 23。〉

第6条（農漁村体験及びレクリエーション村事業の育成と支援）

- ①国家及び地方自治団体は、農漁村体験及び休養村事業を育成するために、次の各号の事項に関する政策を樹立して施行しなければならない。
 - 1. 農漁村の自然環境、営農・英語（営漁）の活動、伝統文化などを活用した生活体験及びレクリエーション資源の開発
 - 2. 農漁村体験及び休養村事業に関する広報と都市民の誘致活性化
 - 3. 農漁村体験及び休養村事業による基盤整備
 - 4. 農漁村体験及びレクリエーション村事業の運営の中で発生する災害に備えるための保険または共済関連事業
 - 5. 農漁村体験及びレクリエーション村事業者の経営支援
 - 6. 農漁村体験及び休養村事業を活性化するための調査・研究
 - 7. その他農漁村体験及び休養村事業を育成するために、大統領令で定める事項
- ②国及び地方自治団体は、農漁村体験及び休養村事業を活性化するために、農漁村体験及びレクリエーション村事業者に農漁村体験及びレクリエーション村事業の運営に必要な費用を予算の範囲内で支援することができる。
- ③農林畜産食品部長官、海洋水産部長官と関係中央行政機関の長は、市長・郡守などに農漁村体験及び休養村事業に必要な情報の提供などの支援をすることができる。
〈改正 2009. 5. 27。 2013. 3. 23。〉

第7条（農漁村体験及びレクリエーション村事業の管理など）

- ①第5条の規定により農漁村体験及び休養村事業者を指定した市長・郡守などは農漁村体験及びレクリエーション村事業の発展と活性化のため誠実に努力して、農漁村体験及びレクリエーション村事業が円滑に運営されるように指導・点検や管理をしなければならない。
- ②農漁村体験及びレクリエーション村事業者は、その利用者の安全と衛生のために、次の各号の事項を守らなければならない。〈改正 2009. 5. 27。 2013. 3. 23。〉

1. 利用者に健康上の危害要因が発生しないように営業関連施設及び設備の衛生的かつ安全な管理
 2. その他の公共利用施設での消防施設の設置基準等農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める事項の遵守
- ③市長・郡守などは農漁村体験及び休養村事業が第2項の規定による安全・衛生基準に適合しなくなった施設等を設置・運営したり、その他の指定要件等に適合しない場合には農漁村体験及びレクリエーション村事業者の代表者に、大統領令で定めるところにより改善命令をすることができる。
- ④市長・郡守などは農漁村体験及び休養村を利用する人々の安全と衛生管理のために農漁村体験及びレクリエーション村事業者に農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところにより、安全・衛生教育をしなければならない。〈改正 2009. 5. 27。 2013. 3. 23。〉

第8条（「公衆衛生法」の適用を排除する）

農漁村体験及びレクリエーション村事業者が農漁村体験及び休養村事業として、大統領令で定める規模以下の村共同施設を宿泊サービス施設として運営している場合には、「公衆衛生法」を適用しない。〈改正 2011. 3. 29。〉

第9条（「体育施設の設置・利用に関する法律」の適用を排除する）

農漁村体験及びレクリエーション村事業者が農漁村体験及び休養村事業として農漁村体験及びレクリエーションプログラムで運営する大統領令で定める規模以下の乗馬については「体育施設の設置・利用に関する法律」を適用しない。

第10条（「食品衛生法」に関する特例）

農漁村体験及びレクリエーション村事業者が農漁村体験及び休養村事業として農漁村体験及びレクリエーションプログラムに付随して料理を提供したり、地域農林水産物を主材料として用いたインスタント食品を製造・販売・加工する場合には、「食品衛生法」第36条にかかわらず、大統領令で定めるところにより、営業施設基準を別に定めることができる。〈改正 2009. 2. 6。〉

第11条（農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定取り消しなど）

- ①市長・郡守などは農漁村体験及びレクリエーション村事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、大統領令で定めるところにより、その指定を取り消し、又は6月以内の期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。ただし、第1号又は第2号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。
1. 虚偽その他の不正な方法で指定を受けた場合、
 2. 農漁村体験及びレクリエーション村事業の停止期間中に事業を運営している場合
 3. 第5条第1項の規定による指定要件に違反した場合、
 4. 第5条第3項の規定による変更の指定を受けずに事業を運営している場合
 5. 第7条第2項の守るべき事項に違反した場合、
 6. 第7条第3項の規定による改善命令を履行しなかった場合、

7. 正当な事由なく1年以上事業を運営していなかった場合、
- ②市長・郡守などが第1項の規定により農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定を解除するには、聴聞をしなければならない。

第3章都市と農村の交流活動などの活性化

第12条（都市と農村の交流活動の支援）

- ①国家及び地方自治団体は、都市と農村の交流を拡大するために、大統領令で定めるところにより、農漁村の現場体験、農投資活性化、都市と農村の姉妹結縁など、都市と農村の交流活動を活性化するための計画を策定施行しなければならない。
- ②国及び地方自治団体は、都市民や消費者団体の農漁業と農漁村に対する理解増進などのために、農漁村現場体験、品質認証農水産物の広報など農漁業と農知らせるなど努力しなければならない。〈改正2009.5.27。〉
- ③国家及び地方自治団体は、第1項及び第2項の規定による都市と農村の交流活動の活性化のために必要な場合、予算の範囲内で都市と農村の交流事業を推進する個人・団体などを支援することができる。〈改正2009.5.27。〉
- ④第3項の規定による支援対象の選定基準、支援手続き等に必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正2009.5.27。2013.3.23。〉

第13条（農漁村観光事業の評価と格付け決定）

- ①農林畜産食品部長官は、農漁村体験及びレクリエーション村、観光農園や農漁村民宿の利用者に対する利便性の提供と施設とサービスレベルを向上させるために、農漁村体験及びレクリエーション村事業、観光農園事業と「農漁村整備法」第2条第16の農漁村民宿事業（以下「農漁村観光事業」という）を評価し、評価を決定することができる。ただし、漁村契が運営する農漁村観光事業は、海洋水産部長官が評価し評価を決定することができる。〈改正2013.3.23。〉
- ②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第1項の規定による評価と評価の決定の結果を農漁村観光事業の育成と支援政策に反映しなければならない。〈改正2013.3.23。〉
- ③第1項の規定による評価と評価の決定の基準、方法及び手続等に関して必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正2013.3.23。〉 [全文改正2012.6.1]

第14条（農漁村体験教育の活性化）

- ①国家及び地方自治団体は、大統領令で定めるところにより、幼稚園の園児と学校に在学中の学生が、農業及び漁業と農漁村の価値を教育を受けることができるよう農漁村体験教育を有効にするための努力をしなければならない。
- ②地方自治団体の長は、「初・中等教育法」による小学校中学校及び高等学校で運営することができる農漁村体験及び休養村プログラムや観光農園体験プログラムを監督に推薦することができ、推薦を受けた教育長は、管轄地域の小学校中学校及び高等学校にこれを教育課程で運営することを推奨することができる。

- ③国家及び地方自治団体は、農漁村体験教育の活性化のため、農漁村体験教育を運営する「幼児教育法」第2条第2号の規定による幼稚園や「初・中等教育法」第2条の規定による学校
の予算の範囲で支援することができる。〈新設 2011. 3. 29。〉

第15条（都市と農村の交流書の発給）

- ①市長・郡守などは都市と農村の交流活動の活性化などのために、農漁村の町及び農団体、農漁村体験及びレクリエーション村、観光農園に寄付（現金と現物を含む）をした者に都市と農村の交流活動をしたことを確認する書類（以下「都市と農村の交流書」という。）を発行することができる。
- ②農漁村体験及びボランティア活動が行われた町の村長及び通帳、農漁村体験及びレクリエーション村事業者または観光農園事業者は、その農漁村体験及びボランティア活動をした者に都市と農村の交流確認書を発行することができる。
- ③第1項及び第2項の規定による都市と農村の交流書の申請及び発給手続等必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

第16条（農漁村定住サポートと農漁村地域の投資誘致活性化）

- ①国家及び地方自治団体は、都市と農村の交流や農漁村定住の活性化のため都市民と企業が農漁村体験及びレクリエーション村事業と観光農園事業など農漁村地域の事業に投資したり、自主的に支援・参加するのに必要な情報やプログラムの提供、行政的支援などが円滑に行われるように努力しなければならない。
- ②国及び地方自治団体は、「農漁業人の生活の質の向上と農漁村地域開発促進に関する特別法」第37条の規定により設置された農漁交流センター（以下「都市と農村の交流センター」という。）における農漁村地域の定住基盤作りと都市民や企業などの投資誘致促進を支援するために、次の各号の事業をするようにすることができる。〈改正 2010. 7. 23。〉
1. 農漁村地域の投資誘致活性化のための対象事業の分析と金融調達支援業務
 2. 農漁村地域の投資誘致活性化のための人材育成教育プログラムの開発と運用
 3. 農漁村地域の投資誘致制度の改善のための調査・研究及び広報支援

第4章 教育と専門人材の養成

第17条（都市と農村の交流教育課程の認定等）

- ①特別市長、広域市長、特別自治市場・道知事又は特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）は、都市と農村の交流を活性化するために、農漁村住民と都市民に都市と農村交流教育プログラムを開発・普及することができる。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。〉
- ②次の各号のいずれかに該当する教育プログラムを開発・普及や、コースを開設・運営する者は、市・道知事に認証を申請することができる。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。〉
1. 都市と農村の交流や農漁村地域開発専門人材養成プログラム
 2. 農漁村体験指導士コース
 3. 農漁村村解説コース

- ③市・道知事は、第2項に基づいて認証を申請した教育プログラムや教育課程、教育時間、教育科目、教育施設など農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める認定基準を満たしていることを審査して認証しなければならない。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。2013. 3. 23。〉
- ④第3項に基づいて認証を受けた者は、その教育プログラムや教育課程について市・道知事が定めるところにより、認証マークをすることができる。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。〉
- ⑤第3項に基づいて認証を受けていない教育プログラムや教育課程に認証マークをしたり、同様の表示をしてはならない。
- ⑥第3項の規定による認証の有効期間は、認証を受けた日から3年とする。
- ⑦認証申請手続き及び審査等に必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

第18条削除〈2009. 5. 27。〉

第19条（認証の取り消し）

- ①市・道知事は、第17条第2項及び第3項に基づいて認証を受けた教育プログラムや教育課程が次の各号のいずれかに該当する場合には、その認証を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には、その認証を取り消さなければならない。（改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。）
 - 1. 虚偽その他の不正な方法で認証を受けた場合、
 - 2. 第17条第3項の規定による認証基準に適合しなくなった場合
- ②市・道知事は、第1項の規定により認証を解除するには、聴聞をしなければならない。〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。〉

第20条（都市と農村の交流や農漁村地域開発専門人材等の活用）

- ①農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又は地方自治団体の長は、農漁村体験及び休養村事業、観光農園事業などの情報を体系的に伝達し、都市と農村交流と農漁村地域開発活動を指導・助言するために、第17条第2項及び第3項の規定により認定を受けた教育プログラムを修了した者専門人材として選抜して活用することができる。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉
- ②農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又は地方自治団体の長は、農漁村体験及び休養村を利用する者を対象に、体験プログラムを案内して、利用者の安全管理、農作物や環境・景観保護など、体系的な農漁村体験を導くために、第17条第2項及び第3項の規定により認定を受けた農漁村体験指導士教育課程を履修した者、農漁村体験指導士として選抜して活用することができる。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉
- ③農林畜産食品部長官、海洋水産部長官又は地方自治団体の長は、農漁村を体験しようとする者を対象に農漁村の村を案内して、農漁村の村および周辺地域の歴史・伝統文化などを体系的に解説し・教育できるようにするために第17条第2項及び第3項の規定により認定を受けた農漁村の村解説教育課程を履修した者、農漁村の村解説者として選抜して活用することができる。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉
- ④国や地方公共団体は、第1項から第3項までの規定による専門人材、農漁村体験指導士と農

漁村の村解説者の活動に必要な費用などを予算の範囲内で支援することができる。

第5章都市と農村の交流支援機構の指定など

第21条（都市と農村の交流支援機構の指定）

- ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、民間レベルの都市と農村の交流支援活動を促進するために、次の各号の要件を備えた機関・団体を都市と農村の交流支援機構として指定することができる。〈改正 2009. 5. 27。2011. 3. 29。2013. 3. 23。〉
 1. 都市と農村の交流に関連する業務を行うことが経験と能力があること
 2. 全国的な組織を有すること
 3. 都市と農村の交流関連の専門人材を保有していること
 4. 都市と農村の交流支援活動を実行するための専担部署を備えること
 5. 都市と農村の交流や農漁村地域開発専門人材の養成のためのプログラムを開発し、教育課程を実施する能力があること
- ②第1項の規定により指定された都市と農村の交流支援機構は、次の各号の事業を行うことができる。
 1. 都市と農村の姉妹結縁など、都市と農村の交流協力活動
 2. 都市と農村の交流や農漁村地域開発専門人材の養成
 3. 都市と農村の交流促進のための調査・研究事業
 4. 都市と農村の交流に関連する相談・案内・広報業務
 5. その他都市と農村の交流活動を促進するために必要な事業
- ③第1項の規定による都市と農村の交流支援機構として指定を受けようとする者は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に申請しなければし、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、申請を受けた日から60日以内に、その結果を申請人に通知しなければならない。
〈改正 2009. 5. 27。2011. 3. 29。2013. 3. 23。〉
- ④第3項の規定により都市と農村の交流支援機構として指定を受けた者の代表者、機関・団体の名称等農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める重要事項を変更するには、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に変更の指定を受けなければならないとする。
〈新設 2011. 3. 29。2013. 3. 23。〉
- ⑤国及び地方自治団体は、第1項の規定により指定された都市と農村の交流支援機構に対し、第2項各号の事業を遂行するのに必要な費用を予算の範囲内で支援することができる。
〈改正 2011. 3. 29。〉
- ⑥第1項から第5項までの規定による都市と農村の交流支援機構の指定申請、指定及び変更指定の手続き及び方法、指定証書の発行等に必要事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2011. 3. 29。〉

第22条（都市と農村の交流支援機構の指定取り消しなど）

- ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第21条第1項の規定により指定された都市と農

村の交流支援機構が第 21 条第 2 項の規定による都市と農村の交流支援事業を行う能力がないと認めたり、第 21 条第 1 項の規定による指定基準に適合しなくなった場合には、2 ヶ月以内の期間を定めて是正を命ずることができる。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

- ②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、都市と農村の交流支援機構が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。〈改正 2009. 5. 27。2011. 3. 29。2013. 3. 23。〉
1. 虚偽その他の不正な方法で指定を受けた場合、
 2. 正当な事由なく 1 年以上、都市と農村の交流支援活動をしていない場合
 3. 第 1 項の規定による是正命令を受けて是正をしない場合、
 4. 第 21 条第 4 項の規定による変更の指定を受けていない場合
- ③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 2 項の規定により指定を解除するには、聴聞をしなければならない。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

第 6 章補則

第 23 条（洗剤や金融支援など）

国と地方自治団体は、都市と農村の交流を促進するために、「地方税特例制限法」で定めるところにより税制支援や金融支援など、必要な支援をすることができる。〈改正 2010. 3. 31。〉

第 24 条（準農漁村地域への支援）

農以外の地域として「農地法」による農業振興地域と「国土の計画及び利用に関する法律」による開発制限区域（以下「準農漁村地域」という。）は、大統領令で定めるところにより、農漁村で見て、必要な支援をすることができる。〈改正 2009. 5. 27。〉

第 25 条（広報及び調査・研究）

- ①国家及び地方自治団体は、農漁村の価値に対する国民的認識を高め、農漁村体験及び休養村事業、観光農園事業、都市と農村の姉妹結縁など、都市と農村の交流活動に対する国民の関心を高めるために、広報や情報提供に努めなければならない。
- ②農林畜産食品部長官、海洋水産部長官及び地方自治団体の長は、農漁業及び漁村の多面的価値を知らせるなど、農漁業及び農漁村に関する広報事業とそれに関連する調査・研究事業を効率的に遂行するために必要な場合に、その業務を担当する専門機関を指定し、その運営に必要な経費の全部又は一部を優先して支援することができる。
- 〈改正 2009. 5. 27。2012. 6. 1。2013. 3. 23。〉
- ③第 2 項の規定による専門機関の指定の手続きとサポートの方法等必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。〈改正 2009. 5. 27。2013. 3. 23。〉

第 26 条（権限の委任及び委託）

- ①この法律による農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の権限は、大統領令で定めるところ

により、その一部を広域市長、道知事又は市長・郡守などに委任することができる。

〈改正 2009. 5. 27。 2013. 3. 23。〉

- ②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、次の各号の業務を、大統領令で定めるところにより、第 16 条第 2 項の規定による都市と農村の交流センター、第 21 条の規定による都市と農村の交流支援機構、「韓国農漁村公社及び農地管理基金法」第 3 条の規定による韓国農漁村公社、「農業協同組合法」第 2 条第 4 号の規定による農業協同組合中央会、「水産業協同組合法」第 2 条第 5 号の規定による水産業協同組合中央会または「非営利民間団体支援法」第 2 条による非営利民間団体に委託することができる。

〈改正 2008. 12. 29。 2009. 5. 27。 2012. 6. 1。 2013. 3. 23。〉

1. 第 13 条による農漁村観光事業の評価と格付け決定
2. 第 16 条の規定による農漁村定住サポートと農漁村地域の投資誘致活性化
3. 第 17 条第 1 項の規定による都市と農村の交流教育プログラムの開発・普及
4. 第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定による農漁村体験指導士と農漁村の村解説の選抜及び活用

第 7 章 罰則

第 27 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する農漁村体験及びレクリエーション村事業者の代表者は、6 ヶ月以下の懲役又は 500 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 虚偽その他の不正な方法で農漁村体験及びレクリエーション村事業者の指定を受けた場合
2. 第 7 条第 2 項に違反して農漁村体験及びレクリエーション村事業者が守るべき事項を守らなかった場合、

第 28 条（過怠料）

①次の各号のいずれかに該当する農漁村体験及びレクリエーション村事業者の代表者は、500 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 7 条第 3 項の規定による改善命令を履行しなかった場合、
2. 第 11 条第 1 項の規定による農漁村体験及びレクリエーション村事業の停止期間中に事業を運営している場合

②次の各号のいずれかに該当する農漁村体験及びレクリエーション村事業者の代表者には 100 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈改正 2011. 3. 29。〉

1. 第 5 条第 1 項の規定による指定要件に違反して事業を運営している場合
 - 1 の 2. 第 5 条第 3 項に違反して、変更の指定を受けずに重要事項を変更した場合
 - 1 の 3. 虚偽その他の不正な方法で農漁村体験及びレクリエーション村事業者の変更の指定を受けた場合
2. 第 5 条第 4 項に違反して指定された内容を公開していない場合
3. 第 7 条第 4 項の規定による安全・衛生教育を受けていない場合

③次の各号のいずれかに該当する都市と農村の交流支援機構の代表者には、50 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈新設 2011. 3. 29。〉

1. 第 21 条第 4 項に違反して、変更の指定を受けずに重要事項を変更した場合
2. 虚偽その他の不正な方法で都市と農村の交流支援機構の変更の指定を受けた場合
- ④第 17 条第 5 項に違反して認証を受けていない教育プログラムや教育課程に認証マークをした
り、同様の表示をした者には、20 万ウォン以下の過怠料を賦課する。〈改正 2011. 3. 29。〉
- ⑤第 1 項から第 4 項までの規定による過怠料は、大統領令で定めるところにより、農林畜産食
品部長官、海洋水産部長官又は地方自治団体の長が賦課・徴収する。
〈改正 2009. 5. 27。 2011. 3. 29。 2013. 3. 23。〉
- ⑥削除〈2009. 5. 27。〉
- ⑦削除〈2009. 5. 27。〉

附則〈第 13383 号、2015. 6. 22。〉

第 1 条（施行日）この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。〈手がかり省略〉

第 2 条及び第 3 条省略

第 4 条（他の法律の改正）①から⑩まで省略

⑪都市と農間の交流の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「〔農漁業及び漁村と食品産業基本法〕第 3 条第 5 号の規定による地域」を
「〔農業及び農村及び食品産業基本法〕第 3 条第 5 号の規定による農村地域の「水産業及び
漁村発展基本法〕第 3 条第 6 号の規定による漁村地域」とする。

⑬から省略

2. 「企業と農業・農村の協力事業の現況」(農林畜産食品部作成資料)

企業と農業・農村の協力事業の現況- 一社一村運動と農村社会貢献認証制度を中心に -

2016.2 農林畜産食品部 農村産業課

(日本農林水産省都市と農村の交流の担当者対象：韓国企業 - 農村連携ポリシーの説明資料)

希望に満ちた農業、活気に満ちた農村、幸せな国民

1.一社一村運動の概要

【概念】

農村愛運動の実践事業の一環として、1つの企業と1つの農村が姉妹結縁を結んで持続的な都市と農村の交流活動を推進すること

* 1社の概念：企業を含む行政機関（公的機関）、学校や消費者団体・社会（宗教）団体など組織化されたグループをいう

(主な活動)

- ①農業機械や家電製品の修理、電気施設の補修、教育やスポーツ講習、医療支援などの各社の専門分野や保有する技術力等を活用した様々な分野の支援
- ②播種、収穫など農業関連の仕事・作業のサポート、また村の環境整備など人手支援活動
- ③村の生産農畜産物の購入（直取引）などの各種経済交流活動など

(推進現況)

2014年の交流実績 965億ウォン、交流回数 55,000件（平均約4.5回）

<1社1村交流の実績> (単位：百万ウォン、件数)

	合計	直取引	人手支援	ボランティア活動 施設の改善	農村体験など	発展基金	その他
金額	965億30	545億73	266億41	18億80	38億61	87億86	7億87
件数	55,538	16,542	16,188	4,054	9,400	3,893	5,461

※2014年までに締結することができた11,195ペア(累計)

【推進経過】

民間の活動として開始

- ◆農業市場の開放に困難に直面している農村を支援し、都市と農村の共生基盤を用意しようと全経連などの経済団体や農民団体が一社一村運動展開合意（'03.11）
- ◆「農村愛共同宣言式（'03.12.11、大統領出席）」で一社一村運動推進決議政策支持
- ◆企業の一方向的農村支援にとどまっていた一社一村運動を都市と農村の共生交流活動に拡散しようと「農村愛汎国民運動本部」発足式を開催（'04.10.25）
- ◆政府が企業や町の間需要調査をもとに相互理解が合致する企業 - 町間の姉妹結縁を推進
- ◆農協（農村愛汎国民運動本部）、文化日報などを中心に推進されてきた一社一村運動をより有効にしようとして一社一村運動を統括する（社）農村愛汎国民運動本部発足（'06.3）
- ◆（社）農村愛汎国民運動本部を「都農交流促進法」第21条による「都市と農村の交流支援機構」に指定（'09.12）

2.農村社会貢献認証制度

【推進の背景と方向】

市場開放、高齢化などで活力が低下している農村を活性化し、都市・農村の共生発展を図るため、企業・団体の農村地域社会貢献活動を制度的に支援

- 農村の活性化に貢献する企業を政府が認証することにより、企業の自負心を鼓吹し、イメージを向上する一方で、農村愛運動を企業の社会的貢献活動として定着誘導
- 認証企業・団体は、金利優遇、用役入札加算点の付与などのインセンティブを提供
効率的な認証業務の推進のために（社）農村愛汎国民運動本部を実務役割を実行する専門機関として指定

機関別	担当業務
農林畜産食品部 (総括機関)	<ul style="list-style-type: none"> ◦認証制度施行計画発表 ◦認証委員会の構成及び運営 ◦選定結果発表および認証制度制度の改善など
(社)農村 愛汎国民運動本部 (専門機関)	<ul style="list-style-type: none"> ◦認証評価計画 ◦認証審査評価と評価結果報告 ◦評価委員委嘱とデータベースの管理 ◦証明書と認証書発行など

【これまでの経過】

- 農漁村社会貢献認証制度運営規定（訓令）制定（'13.1）
- '13年 22 農村社会貢献認証企業・団体選定（'13.6）
- '14年 19 農村社会貢献認証企業・団体選定（'14.10）
- '15年 15 農村社会貢献認証企業・団体選定（'15.11）

【認証対象と認証の申請資格】

◆認証対象

農村と農村地域と一定の連携を維持し、継続的及び反復的な交流活動を通じて、農村の活性化に寄与した企業、公共機関、学校、団体など

◆認証単位

組織を代表する企業、公共機関、その他

- 企業：持株会社、子会社、企業集団（グループ会社）、系列会社など
- 公共機関：国及び地方自治団体、公企業、準政府機関や他の公共機関
- その他：病院・医院、学校、団体など

◆認証の申請資格

- ・農村社会貢献活動期間が3年以上経過して、農村社会貢献活動の実績がある企業、団体

- ・農村社会貢献活動期間が3年を経過していなくても、農村社会貢献活動の分野で農林畜産食品部長官が認める性能がある企業などは、申請可能（2年経過要件満たす必要）

◆評価基準

4つの分野、14の詳細な評価項目で構成：〈添付2〉

- ・申請企業の客観的な社会貢献の実績を評価するための組織体系、社会貢献活動実績と活性化、都市と農村の共生プログラムの運営の項目に評価
- ・最終スコアが100点満点中、大企業は70点（中小企業など60点）以上の企業・団体を認証

◆評価と認定確定

（評価方法）

- ・専門機関（（社）農村愛汎国民運動本部）は、評価委員を委嘱して委員会を構成し、評価計画を策定して推進
- ・評価は書類評価と現場評価に区分して実施し、評価委員会が必要であるとした場合、補充的に発表し評価並行可能

（認証確定）

- ・総括機関（農林畜産食品部）は、農村社会貢献認証委員会を開催して認証企業・団体を選定
- ・認証委員会は、関連する訓令第8条の規定により、在籍委員の4分の3以上が出席して、参加委員の3分の2の賛成で議決
- ・評価結果にもかかわらず、申請組織が社会的論議など、認証が不適切場合には、委員会の議決に認証を拒否

◆認定委員会の現状

- ・学界、経済団体、消費者、農業団体、担当公務員などの関係者8人で構成
- ・認証委員会の委員の任期は2年であり、再任が可能である

◆証明書の授与

- ・証明書は、農林畜産食品部長官と（社）農村愛汎国民運動本部常任共同代表名義で発行
- ・証明書の有効期間は発行日から2年とし、有効期限が切れる前に認証の有効期間延長申請が可能

◆広報

- ・発表前と選定した後の日刊紙、農業専門誌などに公告掲載
- ・プレスリリース配信、企画記事連載等のマスコミ対応・パブリシティ活動
- ・農食品部、農協、全経連などのホームページにバナー、ポップアップ投稿
- ・企業団体大賞優秀事例集広報パンフレット制作・配付

【農村社会貢献認証企業・団体に対する優遇・支援制度】

区分	機関名	優遇制度	主な内容
資金 調達	NH 農協銀行	与信金利優遇	・ローン商品別金利優遇
	水協 中央会	与信金利優遇	・企業の融資商品についての金利優遇
	中小 企業銀行	信用評価優遇	・信用評価時に「社会貢献度」の項目で優遇
	中小企業庁	政策資金融資優遇	・融資残高限度拡大、運転資金支えるも拡大、 売上高の制限の適用を排除
政策事業	韓国農水産食品流通 公社	農林水産政策事業 優遇サポート	・施設の近代化資金支援、食品加工原料仕入れ の資金を評価する際加点提供 ・入札参加資格審査の際信頼度加点付与
工事物品購入 用役業者選定	韓国 農漁村公社	業者の選定時に優遇	・入札参加事前審査と適格審査の際に信頼度 加点付与
その他	韓国標準 協会	会費の無料化や 評価費用の割引等	・会員登録時に会費無料 ・ISO 認証評価費用の割引 ・認証対象企業の無料トレーニング
自治体別 優遇制度	慶尚南道	融資の優遇、税務調 査免除、輸出保険優 遇など	・中小企業育成基金融資支援優遇 ・地方税の税務調査の3年間の猶予 ・輸出保険と輸出信用保証限度優遇、輸出保 険料割引 ・ローン時優遇金利適用
	忠清南道	企業対象選定優遇	・忠清南道企業対象選定時加点
	忠清北道	融資の優遇、 税務調査免除、 展示会等への便宜	・中小企業育成基金融資支援を評価する際の 優遇 ・地方税の税務調査の3年間の猶予 ・海外展示会・博覧会などの参加優先サポート
	慶尚北道	基金支援申請時優遇	・農業関連企業の農漁村振興基金支援申請 時優遇

【農村社会貢献認証制度における評価項目】

評価項目	配点		詳細評価項目
合計	100 点		
1. 農村社会 貢献活動の 組織体系	15 点	5 点	(1) 農村社会貢献活動の推進システムの構築
		5 点	(2) 農村社会貢献活動の担当者の配置
		5 点	(3) 農村社会貢献活動計画と実績の管理レベル
2. 農村社会 貢献活動 実績と有効	40 点	5 点	(1) 姉妹持続研修(継続活動期間)
		5 点	(2) 姉妹締結することができ(村、自治体など)
		10 点	(3) 農村ボランティア活動への参加人数
		10 点	(4) 農産物直取引を通じた支援
		5 点	① 農産物直取引実績
		5 点	② 農産物直取引を有効に程度
		5 点	(5) 姉妹村との農村体験と観光回数(ワークショップ、レクリエーション、週末農園など)
3. 都市と農村の 共生プログラムの 運営	35 点	10 点	姉妹村のプログラム (1) 農業・農村の 6 次産業化サポート内容 ① 農産物の生産・加工・流通・観光などの支援活動 ② 農村天然資源の開発、村開発コンサルティングなどの支援活動 ③ 創業、雇用の創出、技術サポート、保育機能などの支援活動 (2) 才能寄付活動内訳 ① 福祉(医療を含む)、教育、文化などの支援活動 ② 地域開発などの支援活動 ③ 農業経営、マーケティングなどの支援活動
			25 点
4. 総合評価	10 点	10 点	

3. 都市と農村の交流支援政策

【都市と農村の交流協力事業】

都市住民と青少年に農業や農村の現場体験の機会を提供し、農業及び農村の価値と重要性への理解を高めることを目的に各種の事業等を実施している。

*「都市と農村の交流」とは、農村体験事業、レクリエーション村事業、観光農園事業などを通じて、都市と農村の間で行われる人的交流と農林水産物などの商品、生活体験及びレクリエーションのサービス、情報・文化などの交換及び取引・提供等をいう

(都市と農漁村間の交流の促進に関する法第2条、定義)

(主な内容)

- ・ 農業及び農村に関する広報、教育、保存運動等に寄与する連携の推進 (1999年～)
- ・ 上記の連携を農漁村青少年文化事業 (音楽、伝統文化体験) に拡大 (2003年～)
- ・ 消費者の農漁村体験教育分野に拡大 (2005年～)
- ・ 「都農交流促進法」の制定に伴い関連事業を都市と農漁村の交流協力事業に統合 (2008年)
- ・ パームスクール事業を都市と農漁村の交流協力事業に統合 (2013年)
- ・ 直取引市場や農村創業支援などの非体験型分野を支援の対象に拡大 (2014年)

【その他都市と農村の交流活性化方案】

都市と農漁村の交流活動を活性化するために、政府賞、法令の制定、都市と農漁村の交流の制定、記念式の実施、農村社会貢献認証制度など、各種の制度的支援策・事業を実施している

- ・ (政府賞) 「都市と農漁村の交流政府賞」の実施
- ・ (法令制定) 「都市と農漁村間の交流の促進に関する法律 (都農交流促進法)」制定 (2007年)
- ・ (都農交流の日) 毎年7月7日を「都市と農漁孫の交流の日」に指定 (2013年)
同日に「都市と農漁村の交流の日 記念式」を開催
- ・ (その他事業) 「農食品共生協力推進本部」設置、相互協力のビジネスモデルの研究開発 等

3. 「韓国農村社会貢献認定制度運営規定」

農村社会貢献認証制度運営規定

[実施 2014.5.8] [農林畜産食品部訓令第 133 号、2014.5.8、一部改正]

農林畜産食品部

第 1 章総則

第 1 条（目的）

この規定は、農村社会貢献認証制度の認証手続き及び方法等に関して、必要な詳細な事項を定めることにより、農村社会貢献認証が合理的で効率的に行われるようにすることを目的とする。

第 2 条（定義）

この規定で使用する用語の定義は、次の各号のとおりである。

1. 「農村社会貢献活動」とは、企業、団体などが保有している人的・物的資源をもとに、農漁業人の生活の質の向上と農村共同体の活性化に貢献する農村地域の投資、教育・文化・福祉・医療支援、才能寄付などの活動をいう。
2. 「農村社会貢献認証」とは、農村部の社会貢献の認証を申請する組織の農村社会貢献活動実績と成果を総合評価して認証する行為をいう。
3. 「農村社会貢献認証組織（以下「認証組織」という。）」とは、農村や農村地域と一定の連携を維持し、継続・反復的な交流活動を通じて、農村の活性化に寄与した企業、公共機関、学校、団体などとして、農村社会貢献の認証を受けた組織をいう。

第 2 章農村社会貢献認証対象と基準

第 3 条（認証対象）

農村社会貢献認証対象は、次の各号のとおりとする。

1. 企業
2. 公共機関
3. 学校
4. 団体など

第 4 条（認証単位）

農村社会貢献認証ユニットは、次の各号のとおりである。

1. 企業：持株会社、子会社、企業集団（グループ会社）、系列会社など
2. 公的機関：国及び地方自治団体、公企業、準政府機関や他の公共機関
3. その他：ボトル・医院、学校、団体など

第 5 条（認証評価基準）

農村社会貢献認証評価基準は、別表 1 のとおり

第3章農村社会貢献認証委員会

第6条（農村社会貢献認証委員会の機能と操作）

農林畜産食品部長官は、農村部の社会貢献認証制度に関連して、次の各号の機能を実行するための農村社会貢献認証委員会（以下「認定委員会」という）を構成・運営しなければならない。

1. 第18条による農村社会貢献認証評価結果の調整と認証確定
2. 農村社会貢献認証関連のポリシーの提案
3. 農村社会貢献認証制度運営への助言
4. その他の農村社会貢献認証制度の運営に必要な事項

第7条（認証委員会の構成）

- ①農林畜産食品部長官は、農林畜産食品部、農協中央会、山・学・開いた専門家10人前後で、認証委員会を構成する。
- ②農林畜産食品部長官は、委嘱した認証委員は、別紙第6号書式の農村社会貢献認証審議委員会委嘱状を発行しなければならない。
- ③認定委員会の委員長は、農林畜産食品部長官が委員の中から選任する。
- ④委員の任期は2年とし、再任することができる。
- ⑤農林畜産食品部長官は、委員がやむを得ない事情で委員の業務を行うことができないと判断した場合には、委員を変更することができる。このとき、後任者の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。
- ⑥第4項の規定により委員を変更する場合、変更された委員の後任に任命された委員の任期は、新たに開始される。

第8条（認定委員会の開催）

- ①認定委員会は、第6条各号の機能を実行するために1年に1回以上開催する。
- ②認定委員会は、在籍委員の4分の3以上出席でのして、参加委員の3分の2の賛成で議決する。
- ③認証委員会委員長は、必要と判断された場合に評価委員を認証委員会の会議に出席して意見を聴取することができる。

第4章農村社会貢献認証総括と専門機関

第9条（認証総括機関）

- ①農村社会貢献認証操作に関連した業務は、農林畜産食品部長官（以下「総括機関」という）が総括する。
- ②総括機関は、次の各号の業務を遂行しなければならない。
 1. 農村社会貢献認証制度の事業計画
 2. 農村社会貢献認証制度政策と制度の改善
 3. 農村社会貢献認証組織選抜計画発表
 4. 認証委員会開催

第10条（認証専門機関）

- ①農林畜産食品部長官は、認証業務の遂行のために都市と農との間の交流促進に関する法律第21条第1項により、都市と農村の交流支援機構として指定を受けた社団法人農村愛国国民運動本部を認証専門機関（以下「専門機関」という。）として指定しなければならない。

②専門機関は、次の各号の業務を遂行しなければならない。

1. 農村社会貢献認証評価計画
2. 農村社会貢献認証審査評価と評価結果報告
3. 評価委員委嘱とデータベースの管理
4. 証明書と認証書を発行
5. その他の農村社会貢献認証業務の遂行に必要な事項

第 11 条（評価業務の委託）

専門機関の長は、次の各号のいずれかに該当する機関に評価業務の全部又は一部を委託することができる。

1. 「都市と農漁村間の交流の促進に関する法律」に基づく都市と農村の交流支援機構として指定を受けた機関又は団体
2. 「公共機関の運営に関する法律」に基づく準政府機関またはその他の公的機関
3. 「国家研究開発事業等の成果評価及び成果管理に関する法律」に基づく研究管理の専門機関
4. 「1社1村社会貢献認証」関連の評価業務の遂行実績のある専門の研究機関

第 12 条（評価委員会の構成）

- ①専門機関は、評価業務を遂行するために評価委員会（以下「評価委員会」という。）を構成・運営しなければならない。
- ②第 1 項の規定による評価委員会は、評価業務と関連して学識と経験が豊富な者のうち 10 人内外で構成する。
- ③評価委員会委員長は、専門機関の長が選任する。

第 13 条（評価委員の要件）

評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する要件を満たさなければならない。

1. 産業界：機関の社会貢献関連分野で 5 年以上勤務している者
2. 学系：4 年制大学以上での社会貢献関連分野の研究経歴のある教授
3. 研究界：修士号以上の学位取得者として、社会貢献関連分野、5 年以上の経験者
4. 公務員：5 級以上の公務員として関連業務担当者
5. 専門機関の長が第 1 号から第 4 号と同等の資格があると認める者

第 14 条（評価委員遵守事項）

評価委員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 専門性と客観性に基づいて公正に評価すること
2. 評価に関連して秘密を遵守すること
3. 本人と利害関係がある場合は、その評価に参加していないこと

第 5 章 農村社会貢献認証

第 15 条（農村社会貢献認証申請要件）

農村社会貢献認証を申請するためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

1. 農村社会貢献活動期間が 3 年以上経過して、農村社会貢献活動実績があること
2. 農村社会貢献活動期間が 3 年を経過していないが、農村社会貢献活動の分野で農林畜産食品部

長官が認める成果があること。わずか2年を経過しなければならない

第16条（農村社会貢献認証申請及び処理期間）

- ①農村社会貢献の認証を受けようとする組織（以下「申請組織」という。）は、別紙第1号書式の申請書と、次の各号の規定による書類を備えて第9条第2項第3号（農村社会貢献認証組織選抜計画発表）で定める期日までに専門機関に提出しなければならない。
 1. 事業者登録証のコピー
 2. 法人登記簿謄本のコピー
 3. 別紙第2号書式の農村社会貢献活動の評価技術書や証明資料など
- ②専門機関は、第1項の提出期限から60日以内（以下「処理期間」という。）に認証を処理しなければならない。ただし書類補完にかかる期間は、処理期間に算入しない。
- ③専門機関は、指定された期間内に申請組織が書類を補完して提出していない場合は、当該申請を却下することができる。
- ④専門機関は、提出された書類を申請者に返却しないものとし、申請者の同意なしに当該書類の内容を公開してはならない。

第17条（認証評価）

- ①専門機関は、第16条第1項の規定により、農村社会貢献認証に関する申請書が提出された場合の評価をしなければならない。
- ②専門機関は、第1項の規定により依頼された申請書及び必要書類を確認して、必要書類の内容が不備か、追加で必要な資料がある場合には、申請者に原則として7日以内の期間を定めて、その補完を要請できる。
- ③専門機関は、評価委員会を構成して評価基準に基づいて評価しなければならない。
- ④第3項の規定による認証評価は、書類の評価と現場評価で実施する。ただし書類の評価を実施する際に評価委員会が必要と判断した場合、補完的に発表の評価を並行することができる。
- ⑤専門機関は、第4項の規定による評価の結果を総括機関に提出しなければならない。

第18条（認証委員会の審議と認証結果の通知）

- ①総括機関は、専門機関から評価結果を提出させて認証委員会を開催しなければならない。
- ②認定委員会は、第1項の規定による認証を確定するにあたり、必要に応じて専門機関に見直しを指示することができる。また評価の結果にかかわらず、申請組織が社会的な問題を起こしたり、農業と大きい葛藤を生むなど、委員会で認証が不適切であると認める正当な理由がある場合には、委員会の議決によって認証しないことができる。
- ③総括機関は、第1項の規定により最終確定された認証結果を専門機関に通報し、専門機関は認証を受けた組織に通知しなければならない。
- ④総括機関と専門機関は、認証結果を中央行政機関、地方行政機関、関連機関と団体などに通知し、ホームページに表示さなければならない。

第19条（証明書発行）

- ①専門機関は、第18条の規定により、農村社会貢献認証が確定した場合は、申請組織に別紙第3号書式の証明書を発行しなければならない。
- ②第1項の規定による証明書は、農林畜産食品部長官と社団法人農村愛汎国民運動本部常任共同

代表名義で発行する。

- ③専門機関は、第1項の規定による証明書の発給を受け者が別紙第4号書式の英語の証明書発行を要求しているときは、これを発行することができる。

第20条（証明書の有効期間）

- ①第19条第1項の規定により発行された証明書の有効期間は、発行された日から2年とする。
- ②第19条第1項の規定により、証明書の発給を受け、組織は、第1項の規定による有効期間が満了する2ヶ月前に専門機関にその証明書の有効期間の延長を申請することができる。
- ③第2項の規定による証明書の有効期間は、有効期間満了日の翌日から2年とする。
- ④第2項の規定による有効期間の延長手続きは、第16条から第19条の規定を準用するが、有効期間の延長の申請組織は、第16条第1項の書類を専門機関に提出しなければならない。
- ⑤第2項の規定による証明書の有効期間の延長の評価基準は、別表1と同じで、認証評価は、第17条第4項の規定にかかわらず、書類の評価だけを実施することを原則とする。
- ⑥専門機関は、第2項の規定による有効期間の延長申請の場合には、第16条第2項の規定にかかわらず、30日以内に有効期間を延長するかどうかを決定しなければならない。

第21条（農村社会貢献認証書発行）

専門機関は、認証を受けた組織が農村社会貢献認証書の発行を要求した場合、別紙第5号書式の確認書を発行しなければならない。

第22条（認証の表示）

規定により、農村社会貢献の認証を受けた組織が第20条第1項及び同条第3項の規定による有効期間の範囲内での認証の広報のための印刷物などに農林畜産食品部長官が別に定める農村社会貢献認証マークを使用することができる。

第23条（認証の事後管理）

- ①農村社会貢献認証を受けた組織は、年2回（上・下半期）農村社会貢献活動実績を専門機関に提出しなければならない。
- ②専門機関は、農村部の社会貢献の認証を取得した組織が次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができる。
1. 虚偽、その他の不正な方法で認証を受けた場合、
 2. 農村社会貢献の認定基準に著しく合わない場合
 3. 廃業等の事由により、通常の営業活動が不可能であると認められる場合
- ③専門機関が第2項の規定により、農村社会貢献の認証を解除するには、聴聞をしなければならない。
- ④農村社会貢献の認証を受けた組織が第2項の事由で認証が取り消された場合、証明書を専門機関に返還しなければならない。

第24条（手当）

総括機関と専門機関は、第8条及び第12条の規定による認定委員会と評価委員会に出席している委員に旅費や手当などを支給することができる。

第25条（認証組織の利点）

総括機関は、認証を受けた組織の農村社会貢献活動を促進するために支援施策の発掘に努力をしなければならない。

第 26 条（認証組織の広報）

総括機関と専門機関は、認証を受けた組織の農村社会貢献活動の内容をオン・オフラインメディアを活用して推進しなければならない。

第 6 章補則

第 27 条（農村社会貢献認証の成果分析）

専門機関は、農村部の社会貢献認証制度の成果分析と制度運営の有効性を改善するために、次の各号の事項を調査し、分析しなければならない。

1. 認証実績
2. 認証制度の成果（認証を受けた組織のイメージ向上、国民の関心もなど）
3. その他の認証制度を改善するために必要な事項

第 28 条（詳細の作成）

総括機関と専門機関は、農村部の社会貢献認証制度の運営に必要な詳細のためのガイドライン、基準などを作成することができる。

附則<第 133 号、2014. 5. 8>

第 1 条（施行日）

この規定は、公布の日から施行する。

第 2 条（見直し期限）

「訓令及び例規などの発令及び管理に関する規定」（大統領訓令第 248 号）第 7 条第 3 項第 2 号の規定により、この告示発令後の法令や現実与件の変化などを検討してこの訓令の廃止、改正などの措置を講じなければ期限は 2017 年 5 月 7 日までとする。

4. 「韓国一社一村運動に関する研究」(韓国農村経済研究院)の前文及び概要

(はじめに)

都市と農村の交流活性化を目的として、2003年に始まった一社一村運動がいつのまにか9年目を迎えている。これまで9,223件の姉妹連関係を基に、都市と農村の交流活動が着実に進められてきた。

一社一村運動は、韓国の代表的な都市と農村の交流の動きとして位置づけられた。しかし、これまでの成果に留まらず、さらに真正性のある、望ましい姿で一社一村運動が進化、発展しなければならない。

本研究の目的は、一社一村運動の推進実態の全般を調査し、分析し、その発展方向を提示することである。具体的には、一社一村運動の一環として行われる交流活動の種類、量、密度などの全体的な実態を調査し、参加主体(農村や企業)は、どのような動機で交流活動に臨んで、どのような要求(Needs)を持っており、どのような場合に、一社一村運動に満足して成果を認知するようにされるかを分析した。また、交流活動を支援して実績を管理する「サポートシステム」の構造と機能についても分析した。そしてこれらの分析結果をもとに、一社一村運動の発展戦略を提示している。

一社一村運動が特定の地域や階層に限定されず、韓国社会の各界各層が参加して都市と農村の交流の真の意味を見つける方向に充実を目指すとともに、さらに新しい発展の道を見つける必要がある時を迎えている。本研究が一社一村運動の進化、発展の一端となることを期待している。

2012. 01. 韓国農村経済研究院長

(内容要約)

*研究の背景と目的

2003年に始まった一社一村運動がいつのまにか9年目を迎えている。これまで9,223件の姉妹連関係を基に、都市と農村の交流活動が着実に進められてきた。

一社一村運動は、韓国の代表的な都市と農村の交流の動きとして位置づけられた。しかしこれまでの成果に留まらず、さらに真正性のある、望ましい姿で一社一村運動が進化、発展しなければならない。

本研究の目的は、一社一村運動の推進実態の全般を調査し、分析し、その発展方向を提示することである。具体的には、一社一村運動の一環として行われる交流活動の種類、量、密度などの全体的な実態を調査し、参加主体(農村や企業)は、どのような動機で交流活動に臨んで、どのような要求(Needs)を持っており、どのような場合に、一社一村運動に満足して成果を認知するようにされるかを分析した。また、交流活動を支援して実績を管理する「サポートシステム」の構造と機能についても分析した。そして、これらの分析結果をもとに、一社一村運動の発展戦略を提示した。.

* 一社一村運動推進の実態

2004年から2011年までの総9,223組の一社一村姉妹結縁が結ばれた。姉妹実績は、一社一村運動の初期である2005年と2006年に急増したが、2007年に急減した。以来、緩やかな増加傾向を見せた。

一社一村運動の一環として実践されている交流活動件数は、2004年以降緩やかに増加を続けている。2004年以来、8年の間に合計223,185件の交流活動があった。交流活動を通じて農村に渡された物品とお金、そして販売された農産物の規模は金額に換算すると、8年の間に累積合計3,771億3,083万ウォンに達する（年平均471億4,135万ウォン）

* 一社一村運動の成果

今回の調査では、いくつかの村で一社一村運動の成果が明らかに示された。交流活動の内容と頻度などで明確な成果の違いがあることが明らかになった。

成果が大きいと評価される村は政府支援事業が施行されたところが多かった。継続的な交流のための基盤施設があり、あるいは関連事業の経験を持っている村である。そのような基盤や経験をもとに、一つの事業体ではなく複数の事業者との姉妹結縁して交流する所も多くあった。

政府の支援と一社一村の交流活動を連携することで、成果を上げることができたということは、それ自体で意味がある。しかし、少数の村に公共および民間の資源が集中する過程で、大多数の一般的な村が疎外されているという点は問題とすることができる。

* 一社一村運動の発展戦略

(1) 一社一村運動交流活動の継続と多様化

一社一村姉妹結縁という形式が持つ限界を克服するには、様々な方式を広報し、エンカレッジする（発展を促す）必要がある。例えば「多社一村」、「一校一村」「三者提携」のような形式は、最近になって試みられている取組である。一社一村運動をサポートしている（社）農村愛汎国民運動本部が様々な姉妹提携の形式を、今よりも積極的に奨励してサポートする必要がある。

一社一村運動の今後の発展にとって重要な課題の一つは、この運動をサポートしている組織である（社）農村愛汎国民運動本部の役割と機能を拡張して、組織構造を安定的かつ創造的な役割ができるように再編することである、現在の（社）農村愛汎国民運動本部は、事業と農村の間の交流活動実績に関する資料を収集し、管理する役割とどまっている。（社）農村愛汎国民運動本部のマンパワーを拡充し、さら財源を多角化して、組織の独立性を強化する必要がある。また単純な実績管理や広報を越えて、実用的なアドバイス、コンサルティング、活動の企画などの機能を実行することを期待したい。

(2) 農村地域社会、企業、公共部門のネットワークに基づいた、様々な交流の企画と実践

（社）農村愛汎国民運動本部の活動は、一社一村交流活動の初期段階と変わらず、必要な情報を提供し仲介の役割を粉うことに集中している。今後は単純なボランティア、寄付などの活動を脱し、企業が農村地域社会の主要な主体（自治体、住民、社会的企業など）と共同で社会貢献投資をすることができるように、企画や調整できるレベルまで、組織の機能を発展させる

必要がある。

一社一村運動に参加する農漁村が基礎自治体の中で連帯して、都市と農村の交流運動を展開することができる構造を創出することも重要である。そうした連携が一社一村姉妹方式の限界を克服することができる手段となるからである。

農村地域において一社一村運動に参加している村の協議体または都市と農村の交流村協議体を組織するように、(社)農村愛汎国民運動本部や地方自治団体などが積極的に乗り出す必要がある。そのような地域単位の組織こそは、関連情報の共有化、共同で推進する都市と農村の交流活動の企画、広報などの多様な側面で重要な資産になるだろう。

附: 今回の調査について報じる文化日報紙の記事

文化日報社の朴氏へのヒアリング終了後に、朴氏より調査の目的や日本の動向等について取材を受け、翌日の文化日報紙に記事が掲載された。



(記事の大意)

日本の農林省職員など訪韓 一社一村運動を調査
 「韓より農村の人手不足深刻 成功の秘訣研究」

「韓国では、企業と農村の間に1万件以上の姉妹提携が締結されるなど、継続的に交流していると来ているが、その原動力が何か知りたい。」

「第2のセマウル運動」と呼ばれるほど韓国を代表する都市と農村の交流・農村愛キャンペーンである「一社一村運動」の成功の秘訣を学ぶために、24日、日本政府の公務員等で構成された訪問団が農協中央会を訪問した。2004年5月農協の農村愛運動本部と文化日報、全国経済人連合会によって始まった一社一村運動が10年を遥かに越えた期間の間、着実に成長・発展している「力」とは何かを学びたいと述べた。

一社一村運動は、最初は、企業と農村間の姉妹提携が推進されたが、今は企業だけでなく、政府機関や学校・社会団体など多様な主体が参加している。日本農林水産省農村振興局の竹内秀一氏は「日本企業は利益が見込めないと、農村支援に関心を持たない傾向にある」と述べ、韓国と日本企業の差がどこにあるか等を農協担当者に尋ねた。

この他一社一村運動にマスコミである文化日報が参加することになった背景と役割について質問するなど、様々な情報を収集した。調査は25日に世宗市と羅州市にある農林水産食品部と農村経済研究院を訪問するのに続いて、26日には楊平カルメ村と新東亜建設を訪ね企業と農村の交流の実態についての調査を実施する。日本では、今回の調査結果をもとに、企業が一社一村運動のような農村運動に積極的に参加する方策等について検討する予定だ。

